統一

目次

二、2、佛教と他宗教との關係　本多日生
三、1、佛陀の三德　梶木日種
　　2、信心の相狀　山根顯道
八、日仏上人遺文諷誦章　阪本日桓
教學財團設立に就て　釋天順
何んでも講はん集　物情
雜報　財團彙報　其他

二、教相　2　內外對

佛教と他宗教との關係

本多日生

佛教と他宗教との關係を辨ずるには、先づその相異點を明し次にその契合點を示すことにしようと思ふ。初に相異點を明すに種々の相異がありますけれども、尤も明白なる箇條は三歸依の有無てあります、

三歸依と申すは佛と法と僧との三寶に歸依し上ることを云ふので、之を歸依佛、歸依法、歸依僧と申します、この三歸依を翻邪の三歸と云ふのてある、翻邪とは邪見顚倒を翻へして正見正路に入る表彰である事を意味して居るので、即ち三歸依が佛教徒たる第一の表彰なのてあります、故に若しも三歸依を起さなければ、其人は斷じて佛教徒とは申されぬのてあります

さてこの三歸依は佛教入門の最初に定められたる事てあつて復是れが最後まて佛教徒の信仰の生命となつて居るのてあります、佛教中に小乘とか權大乘とか迹門とか本門とか申して辨別されるのも只この三歸依の內容に於て淺深の別が立つからてあります、今經文を擧て之を證せんに

法華經の結經に云く、我れ今大乘經典の甚深の妙義に依つて佛に歸依し法に歸依し僧に歸依すと、是の如く三たび說け

と、示されて居りますが、歸依三寶は大小權實本迹通じての信仰てありますけれども、その經典の示す所に依りて、三寶の体質が違ふからして、先つ依經を定めて、而して三歸依を決定するのが大切てある、故に最初小乘に於ける翻邪の三歸依は、先つ、現身說法の佛陀たる釋迦牟尼佛に歸依し上り、この佛陀は即ち天中天と稱して他宗教に信敬せられたる諸天神はこの佛陀の膝下に拜跪して救はれべき者てあつて、未だ煩惱苦縛を斷盡せざる迷衆として認められ、又法に歸依するには、この釋迦佛所說の教法に依りて正見正路を獲らるべく自獨の法は佛の出世と否とに關せざるが如きも吾人が今正しく正見正路に入るは佛陀所說の明教に準由するの致す所てあるから、我は佛所說の教法を以て正眞の道法なりと尊信し上ると云ふが即ち歸依法の意なり、又歸依僧とはこの釋迦佛の威德尊重なる所以とその教法の正眞解脫の大道たる所以とを轉說して他を化益する聖者を指すので、即ち吾人入道の善知識を尊敬する事を云ふのてあります

優婆塞戒經卷第五の淨三歸品第二十に云く

云何が三歸依とならば善男子謂く佛法僧なり、佛とは能く煩惱の因を壞ぶり正解脫を得ることを說き給ふなり、法とは即ち是れ煩惱の因を壞ぶる眞實の解脫なり、僧とは煩惱

の因を壞ぶり正解脫を得ることを禀受するなり。或は說いて言ふあらん、若し此の如くんば即ち是れ一歸なりとは、是の義然らず、何を以ての故に、如來世に出づるも及び世に出でざるも正法常に有れども分別する者無し、如來出て已つて則ち分別する有り、是の故に應當に別して佛に歸依し上るべし。如來世に出づるも及び世に出でざるも正法常に有れども受くる者有ること無し、佛の弟子衆は能く禀受するが故に是の故に應當に別して僧に歸依し上るべし。正道解脫是を名けて法と爲し、無師獨覺是を名けて佛と爲し能く如法に受くるを是を名けて僧と爲す

又云く　一切諸佛は法に歸依すと雖も、法は佛說に由るが故に顯現することを得たり、是の故に先づ應當に佛に歸依し上るべし。淨き身口意もて至心に佛を念じ、念じ已つて即ち怖畏恐惱を離る、是の故に應當に先づ佛に歸依し上るべし

又云く　智者深く觀せよ、如來は智慧解脫最勝にして、能く解脫及び解脫の因を說き、能く無上寂靜の處を說き、能く生死苦惱の大海を竭し、威儀詳序三業寂靜なり、是の故に應當に先づ佛に歸依し上るべし。

智者深く觀せよ、生死の法は是れ大苦聚なり、無上の正道能く永く之を斷つ、生死の法は渴愛饑饉なり、無上の甘露味能く充足す、生死の法は怖畏險難なり、無上の正法能く之を除斷す、生死錯謬邪僻不正にして、無常を常と見、無我を我と見、無樂を樂と見、不淨を淨と見る、無上の正法悉く能く除斷す、是の因緣を以て正に法に歸依し上るべし

智者將に觀ずべし、外道の徒衆は無漸無愧にして非如法に住す、道行をなすと雖も正路を知らず、解脫を求むと雖も正要を得ず、世俗微善の法を得ると雖も慳悋懺悔して轉說することを能はず非善行の性に善行の想を作す、佛僧は寂靜にして心に憐愍多く、少欲にして足ることを知り、如法にして住し正道を修し、正解脫を得、得已つて復能く轉じて人の爲に說く、是の故に應當に次に僧に歸依し上るべし

若し能く是の如き三寶を禮拜して來迎去送尊重讚歎し、如法にして住し、之を信じて疑はずんば是れを則ち名けて三寶を供養すと爲す

この經文を子細に拜誦すれば、能く佛敎の本質が會得せらるゝと同時に他宗敎との區別も分明することゝ思ふ、先づ三寶に歸依し上るを佛敎徒の本分と定め、而してその三寶を佛法僧の次第に經て說き明されて居るのであります、即ち佛とは如何なる者かと云ふに斷證の二面がある、斷の方面には煩惱の因即ち元品の無明を斷壞し給ひ、證の方面には正解脫即ち妙覺の果智を證得し給へるのであつて、語を換へて言へば一切の迷を去つて無上の悟を獲給ふて居る大覺者であります。而して下衆生の爲にこの斷證の法を說き示し給ふ敎主である

又法とは如何なる者ぞと云ふに煩惱の因を壞ぶりて眞實の解脫の得らるゝ道法を指すのである。又僧とは如何なる者ぞと云ふに、この煩惱の因を壞ぶりて正解脫を得る法を禀受せられて居る所の聖者であります、

さて斯くの如く佛は煩惱の因を壞り　正解脫を得て之を敎示し給ふ覺者、法はその法、僧はその法を禀くる者と云ふことならば只一の斷證の法のみであつて別に三歸の三つに分つ必要がないてはあるまいかとの疑問もあろうが、其は決してそうでない三歸を混亂することがあつてはならぬ、なぜならばと云ふに、法は佛の出世と否とに拘はらず、常に存すとは云ふものゝ、若しも佛世に出てゝ分別示敎し給はなければ、吾人はその正法を獲ることが出來ない、故に先づ第一に佛の力を渴仰して佛に歸依し上らねばならぬ、又僧ありてその佛の示敎になれる正法を禀受しなければ吾人は決して佛の正法に接觸する因緣が得られない、故に佛と法との外に僧寶の恩德を感謝して僧に歸依し上らねばならぬ、

佛陀は法に歸依し給ふべけれども吾人の上より見れば若し佛陀を透さずしては法に接觸することが出來ぬ、正しく佛法は佛陀に由りて顯現し、而して吾人の手に入るものなれば、先づ第一に佛恩を感得し、淨き身口意の三業もて至心に佛の力を念じなければならぬ、佛の力を念ずるならばそこに怖畏恐惱を離れて淸涼安穩の地が獲らるゝのである

又佛陀は智慧解脫最勝にして而もこの解脫の果とその因とを說き示し給ひ、又その解脫の境界は無上の妙覺にして煩惱寂靜の地なることを敎へ給ひ、又佛陀は生死苦惱の大海を竭し所謂變易の生死すら渡り給ふと申して、智慧の上に一點の誤謬すら殘らず、又身口意の三業は寂靜に歸し給へり（本門の妙敎より見れはこの三業は三輪の妙化として無始盡十方に常恆の大化益を與し給へるなり）

法は生死の大苦聚を解脫し四倒見を離れたる大法なり（本門の妙敎より見れは倒見を離れて眞の常樂我淨の四波羅密に攝成せられたる大法なり）

僧は心寂靜にして心に憐愍多く少欲にして足ることを知り如法にして住し、正道を修して正解脫を得、得已つて復能く他の爲めに轉敎し傳道する聖者なり

此の佛法僧の三寶を禮拜し讚歎し尊信するを三寶を供養すと名け之を稱して三歸依と云ふのであります

この三歸依が佛敎と他宗敎とを區分する第一の表彰であつて復之が佛敎の大小權實本迹を通じての信仰の生命であります

即ち小乘の敎義に依つて三寶を見れば、佛とは丈六劣應の釋尊と申してこのたび始めて覺を得、八十にして無餘の涅槃に歸し給ひたる現身無常の佛陀であつて、法とは苦集滅道の四諦觀に依りて苦空無常無我の證智を得る解脫の因果法を指し又僧とはこの道法を得たる阿羅漢の聖者を云ふのであります

權大乘の教義に依りて三寶を求めますれば、諸種雜多に散說せられて居るから華嚴經にては尊特身の釋迦と十玄六相唯心法界等の法と解脫月等の菩薩とを以て三寶と認め、大日經に依らば毘盧遮那大日と六大事常五輪觀等の法と金剛鐘等の菩薩とを以て三寶と認め淨土の三部經に依らば十劫正覺の彌陀と六字の名號と觀音勢至等の菩薩とを以て三寶と認むるが如くに種々雜多の三寶式を生じて殆んど結歸する所を知らぬ有樣であります。又法華經迹門に依らば大通十六王子の結緣より來れる三千塵劫の釋迦と實相一佛乘の法と文殊彌勒等の菩薩とを取りて三寶となすのであります。さて法華本門の大教義に至りて所謂開迹顯本したる三寶式は如何なるものぞと云ふに、佛とは久遠實成の釋尊にして即ち無始盡十方に三身即一俱体俱用の大動作を以て未だ曾て暫も佛事を廢し給はざる本佛大釋迦牟尼如來であります、又法とはこの本佛の所證にして事一念三千の大法なり、吾人救濟の教法としては結要五字の南無妙法蓮華經即是れ無上の正道無上の甘露味なり故に之を是好良藥と云ひ得入無上道と說き給ひぬ、又僧とは本佛唯一の高弟本化上行等の大菩薩なり、此の如き本佛本法本化を指して之を本門の三寶と稱す、聖祖の本門の本尊を光顯し給ふて一閻浮提第一の本尊と歎稱し給へるは即ちこの本門の三寶を整足して勸請し給へる大本尊であるからであります。前に引證したる法華經の結經の文に準じて日蓮門下の信仰を告白致しますれば、左の如く言ひ明さるゝのであります

我れ今法華經本門壽量品の甚深の妙義に依つて佛に歸依し法に歸依し僧に歸依す

若し夫れ佛教徒一般の普遍的信仰を告白すれば

我れ今釋迦牟尼の教たる甚深の妙義に依つて佛に歸依し法に歸依し僧に歸依す

已上述ぶる所に於て、佛教徒の信仰の本質は已に明白になつたと思ひますが、隨つて他宗教との區別も會得せらるゝと思ふ、即ち四韋陀の教ふる所に依りて天に歸依して、その教典に歸依し、その傳道者に歸依する者は、波羅門教徒にして、新舊約書の教ふる所に依りて天に歸依しその聖書に歸依しその傳道者に歸依する者は天主教耶蘇教回教等であります

次に佛教と他宗教との區別は宇宙觀と人身觀との上に尤も明瞭に認められるのであります、それは婆羅門教にもあれ天主教耶蘇教回教等にもあれ何れもがこの宇宙と人身とを一の創造者に由りて創作せられたるものとして教ふるに反して、佛教にては或は因緣生と說き或は本有常住と說いて居るのであつて、その相違は極めて明白であると思ふ、前の優婆塞戒經の次下の文に云く

智者應に觀ずべし、外道の所說に云ふ一切の物は悉く是れ自在天の所作なりと、若し是れ自在の所作ならば我れ今何が故に是の善業を修するや、或は投淵、赴火、自餓、捨命

すれば即ち苦を離るゝことを得と說くや、是れ即ち苦の因なり云何んぞ說いて苦を遠離するを得と云ふや、一切衆生は善惡の業を作り、是の業緣を以て自ら果報を受くるなり復說いて言ふ有り、一切萬物は時節と星宿と自在天との作なりと、是の如きは邪說なり、我れ云何んして現在の造業を受け、亦過去の所作の業果を受くるか、智者了々に是の業果を知れ、云何んぞ說いて時節と星宿と自在との作なりと言ふ耶、若し時節星宿の因緣を以て苦樂を受くとならば天下多く同時同宿なるあり、云何んぞ復一人は苦を受け一人は樂を受け一人は是れ男一人は是れ女なるありや

又云く、善男子阿闍世王提婆達多は皆造惡業の因緣に由るが故に地獄に墮つ年宿に因つて是の報を得るにあらず、爵頭藍弗は邪見の因緣もて未來に當に大地獄の中に墮つべし

（この下外道を對破すること詳なり）

彼れ波羅門等は斯の如く宇宙を以て天神の創造に歸し又人生苦樂の因を一に天神に基くとなすも、佛教は世界も人生も因緣生の上に存する所以と又その本体は本有常住なることゝを說き給へり、この完備せる教義は即ち法華經の一念三千の妙旨となつて示されて居るので、この妙旨と彼れ他宗教の宇宙觀人身觀との相違は實に睹易きものであります、何れその詳細の內容と及び佛教と他宗教との契合點に關する教義と又聖祖が內外一貫の大理想に就ては、他日機を得て述べん

三、佛陀篇　1　三德

佛陀の三德

梶木日種

この度は佛陀の三德といふ科題に就てお話をする、抑も佛陀と申すは、無始實在の本佛釋迦牟尼如來の御事であつて、この佛陀は永く諸の怖畏、衰惱、憂患、無明暗蔽を餘なく滅盡して、而も無量の知見、十力、四無所畏、四攝法、十八不共大神通道力、大智慧力、諸の波羅密を皆悉く成就し具足し給ひ、始めなき始より常住不滅にまし〳〵て、時間でいへば遠々の過去、漫々の現在、永々の未來、この三世に亘りて何時もかも暫の間斷もなく、空間でいへば、東西南北四維上下の十方に有としあらゆる國土に到らぬ隅もなく、自在無礙に應現まし〳〵、三十二相八十種好紫磨金色微妙の淨さ法身、四辯八音の大梵音、大慈大悲常に懈倦なく、逼く平等に一切衆生を濟度救護利益し給ふ所の事智悲圓滿の本佛である、この本佛釋迦如來の御恩德は誠に廣大無邊ではあるが、先づ主要なる御恩德が三ッましますのである、一には吾人一切衆生の主君にてまします御恩德、二には吾人の師匠にてまします御恩德、三には吾人の父母にてまします御恩德、この三ッの御恩德を指して佛陀の三德と申すのである、この三德を法華經

本門壽量品の偈に說て曰く

我此土安穩（これは主德の文）　常說法敎化（これは師德）　我亦爲世父（これは親德）

この經文は本佛の三德を說かれたものである、併しこの本佛の御事は本篇顯本の章に於て別に委しく述べる事柄であるから、今は先づ三千年前にこの世界に應現遊ばした佛陀にこの三德がましますことを話さう、即ち法華經二の卷譬喩品には

今此三界皆是我有（これは主德の文）、其中衆生悉是吾子（これは親德）、而今此處多諸患難唯我一人能爲救護（これは師德）

と說かれてある、この經文の意を妙判には

今此三界皆是我有其中衆生悉是吾子而今此處多諸患難唯我一人能爲救護と說て、此日本國の一切衆生のためには釋迦佛は主なり師なり親なり、天神七代地神五代人王九十代の神と王とすら猶釋迦佛の所從なり、何況や其神と王との眷屬等をや、今日本國の大地草木等は皆釋尊の御財ぞかし、全く一分も藥師佛阿彌陀佛等の佗佛の物にはあらず、又日本國の天神地神九十餘代の國主並に萬民牛馬生とし生る生ある者は皆敎主釋尊の一子なり、又日本國の天神地神諸王萬民等の天地、水火、父母、主君、男女、妻子、黑白等を辨へ給は皆敎主釋尊御敎の師也、全く藥師阿彌陀等の御敎にはあらず、されば此佛は我等がためには大地よりも厚く虛空よりも廣く天よりも高き御恩まします佛ぞかし、かゝる佛なれば王臣萬民俱に人ごとに父母よりも重んじ神よりもあがめ奉るべし（妙法尼抄四遺一七）

と敎へられてある、そこでこれより先づこの三德の中の

主德

主君の御恩德の事をいへば、吾人が生息して居るこの娑婆世界三千大千の國土は皆悉く釋迦如來の御領土である、妙判に曰く

經に云く三千大千世界を觀るに乃至芥子の如き許も是れ菩薩にして身命を捨てたまふ處に非ざると有と無しと、此三千大千世界は皆釋迦如來の菩薩にておはしまし候ける時の御舍利也、我等も此世界の五味をなめて設たる身なれば、又我等も釋迦菩薩の舍利也、（乃至）舍利と申は天竺の語、此土には身と云ふ（戒體即身成佛義五遺一）

この御文章を見れば、この三千世界は皆釋迦如來の御身體である、吾人はこの世界の五味を喰ふて生息しておるのであるから、釋迦如來に對し奉りては主君の御恩德があると同時に又一面には釋迦佛の御子であるといふ意義も含まれてある

次手に三千大千世界といふことに就て參考の爲め俱舍論などの說を摘んで云へば、先づ吾人が生息して居る世界といふは、須彌山といふ大きな高い山を中心として鐵圍山といふ鐵の山を外廓とし、その間に七金山（一、ゆけんだら山、二、いさだら山、三、かぢらか山、四、うだりしゃな山、五、あしうばかな山、六、びなたやか山、七、にみんだら山）といッて純金の山が七ッあり、この七ッの山が順々に中央の須彌山を取卷き、山と山との間に七ッの香水の海があり、第八番目の處即ち「にみんだら」山と鐵圍山との間に鹽海があッて、その海の中に四ッの州がある、東には「ほつばだい」州西には「くゝやに」州、南を「ゑんぶだい」州、北を「うつだんのつ」州といふ、この須彌山の周圍を日月が廻つて四州を照して居るといふ、これに欲界の六天（四王天、忉利天、夜摩天、兜率天、化樂天、他化自在天）と色界の梵天とを加へて一ッの世界とする、これが即ち一ッの世界で、如斯世界を一千集めたものを小千世界といひこの小千世界を又一千合したものを中千世界といひ、中千世界を又一千合して大千世界とする、この小千中千大千の三千の世界を總合して三千大千世界と稱へるのである

さてこの三千大千世界といふ廣大な世界には只一の佛陀がましく〳〵て御支配遊ばし、その中の一切衆生を御化導遊ばすことに定まつてある、うれゆへに佛陀の御事を世尊と號け奉り世界の主君と尊び奉るのである、この事を妙判に涅槃經等を引て曰く

涅槃經三十五に云く、我れ處々の經の中に於て說て言く、一人出世すれば多人利益す、一國土の中に二の轉輪王あり一世界の中に二佛出世すといはゝ是の處あると無しと、大論九に云く、十方恒河沙の三千大千世界を名けて一佛世界と爲す、是の中に更に餘佛無し實には一の釋迦牟尼佛なりと、記の一に云く、世には二佛なく國には二主なし、一佛の境界には二尊の號なしと、地持論に云く、世に二佛なく國に二主なく一佛の境界に二尊の號なしと（眞言見聞三九）

してみればこの娑婆世界に生れた吾人は實に一の釋迦如來の御支配を受ける佛國民であるから、主君たる釋尊に對して全分の尊敬を拂ひ忠勤を勵み奉らねばならぬ、次に

師德

師匠の御恩德に就て云へば、吾が釋迦佛は三千年の往昔に印度に御出現遊ばして吾人一切衆生の爲めに無量無邊の聖訓を垂れさせられた、詳く云へば四諦六度十二因緣、大乘、小乘權敎實敎、顯敎密敎、本門迹門、總じて八萬四千の法門を開宣して、三乘五乘七方便九法界の總ての迷へる吾人群生を救濟下されたのである、故に釋尊が最後の世出の本懷成佛の直道たる妙法蓮華經如來壽量品の極說を說き顯はし給ふた時には、法界の群生はある一類を除くの外、一人も漏れず皆悉く苦を脫れて樂を得たのである、妙判に曰く

涅槃經に佛光明を放て地の下一百三十六地獄を照し給に罪人一人もなかりけり、法華經の壽量品にして皆成佛せる故也、但し一闡提人と申て謗法の者計り地獄守に留られた

りき（佐渡御書三一）

かくの如く一闡提といつて聖訓を信用しない一類を除くの外は悉く苦痛の境界より救ひ出される幸福を得たのである、豈と有難い勿體ないことではないか、これは釋尊御在世の御利益であるが、尚ほもこの上に後の世の中の衆生の身の上を御氣遣遊ばして、正像末の三時に亘り一代聖教を止めてこれを弘める導師と弘ひべき教法とを夫々御定め遊ばした（この事は前號祖傳の條下一七頁に詳く述てあるから參照なさい）かくの如き御恩德がましますから法華文句（卷六の六十四）には釋尊の十大恩を列ねて結緣の始めより今日法華得道に至るまての重恩を衣座室の三軛に約して具に釋いてある、又華嚴疏鈔（四）にも十恩を演べてあるからその名目を掲げて參考に供へやう

一、發心普く被らしめ給ふ恩
二、難行苦行し給ふ恩
三、自身を顧み給はざる恩
四、形を六道に垂れ給ふ恩
五、衆生に隨逐し給ふ恩
六、衆生の造惡を見て支體を割くが如くし給ふ恩
七、正覺を成じ給ふに迄てその勝德を隱し給ふ恩
八、貧所樂の法を以て誘攝し拯救し實を隱し權を施し給ふ恩
九、衆生の憍恣を見て跡を涅槃に示し、滅を示して善を生しめ給ふ恩
十、餘の福敎を留て以て危苦を濟ひ給ふ悲念無盡の恩

師の恩德に就て資持記三上には「恩を懷ふこと父を怙むが如く嚴を致すことその君に事ふるが如し、父に事ふるは唯孝のみ君に事ふるは唯忠のみ、之れを兼ぬる者は師なり」と釋いてあるから、師の恩德は君父の德を兼ねたものである、されば吾人は深くこの無窮の大恩を感謝し奉らねばならぬ、次には

親德

釋迦如來が吾人衆生を赤兒の如くに憐念し給ふ大慈大悲の御恩德は、今更事新しくいふまでもないが、如來と吾人との間柄が父子の干係であるといふ經文を少々拔萃しやう

我も亦爲れ世の父諸の苦患を救ふ者なり（壽量品）
如來も亦復是の如し則ち爲れ一切世間の父なり（譬喩品）
如來も亦復是の如し爲れ一切衆生の父なり（乃至）是の諸の衆生は皆是れ我が子なり（同上）
我も亦是の如し衆聖の中の尊、世間の父なり、一切衆生は皆是れ吾が子なり（同上）
今此の三界は皆是れ我が有なり、其の中の衆生は悉く是れ吾が子なり（同上）
汝諸人等は皆是れ吾が子なり、我は則ち是れ父なり（同上）
世尊、大富長者は則ち是れ如來なり、我等は皆佛子に似たり、如來常に我等を爲れ子なりと說き給へり（中略）而も我

等は眞に是れ佛子なりと知らず（信解品）
能く來世に於て此經を讀み持んは、是れ眞の佛子淳善の地に住するなり（寶塔品）

これ等の經文の意を妙判に示して曰く

今此三界皆是我有其中衆生悉是吾子等云々、敎主釋尊は此功德を法華經の文字となして一切衆生の口になめさせ給ふ赤子の水火をわきまへず毒藥を知らざれども、乳を含めば身命をつぐが如し、阿含經を習ふ事は舍利弗等の如くならざれども、華嚴經をさとる事解脫月等の如くならざれども乃至一代聖敎を胸に浮べたる事文殊の如くならざれども、一字一句をも之れを聞きし人佛にならざるはなし（法蓮鈔遺一二五九）

此土の我等衆生は五百塵點劫より已來敎主釋尊の愛子なり不孝の失に依て今に覺知せずと雖も佗方の衆生には似るべからず、有緣の佛と結緣の衆生とは譬へば天月の淸水に浮ぶが如く、無緣の佛と衆生とは譬へば聾者の雷の聲を聞き盲者の日月に向ふが如し（法華取要鈔遺一〇）

今法華經の行者は其中衆生悉是吾子と申て敎主釋尊の御子なり、敎主釋尊のごとく法王とならん事難かるべからず、但し不孝の者は父母の跡をつがず、堯王には丹朱と云ふ太子あり舜王には商均と申す王子あり、二人共に不孝の者なれば父の王にすてられて現身に民となる、重華と禹とは共に民の子なり孝養の心ふかかりしかば堯舜の二王召て位をゆづり給き、民の身忽に玉體にならせ給き、民の現身に王となると凡夫の忽に佛になると同じ事なるべし（日妙書遺八六二）

壽量品をしらざる諸宗の者は奇に同じ不知恩の者なり、故に妙樂云く一代敎の中未だ曾て遠を顯はさず父母の壽知らずんばあるべからず、若し父の壽の遠きを知らざれば復た父統の邦に迷ふ徒らに才能と謂とも全く人の子に非ず等云々、妙樂大師は唐の末天寶年中の者也、三論華嚴法相眞言等の諸宗並に依經を深く見廣く勘へて、壽量品の佛をしらざる者は父統の邦に迷へる才能ある畜生とかけるなり、徒謂才能とは華嚴宗の法藏澄觀乃至眞言宗の善無畏三藏等は才能の人師なれども子の父をしらざるがごとし、傳敎大師は日本顯密の元祖、秀句に云く他宗所依の經は一分佛母の義ありと雖も然れども但愛のみ有て嚴の義を闕く、天台法華宗は嚴愛の義を具す、一切の賢聖學無學及び菩薩心を發せる者の父なり等云々（開目鈔下九二）

以上示すが如く釋迦如來は實に吾人一切衆生の大御親にてましますから、能くくこの義を心得て子たる吾人は、決して不孝不知恩の畜生とならぬやうに心掛けるとが肝要である

上來佛陀の三德を節々別々にお話したが、元々この三德は互に相關聯してある上に一の釋尊の御身の上にこの三を兼備へ

給へるのであるから、只解り易いやうに三に別けて話をしたので、それも誠に九牛の一毛を述べたまでのことである、又この三德を具足し給へる釋尊の御慈悲が平等普徧であるとも述べたいがそれは本篇慈悲の章に讓る、

尙ほ三德具足の妙判を示せば

佛は人天の主一切衆生の父母なり而も開導の師也、父母なれども、賤き父母は主君の義をかねず、主君なれども父母ならざればおそろしき邊もあり、父母主君なれども師匠なる事はなし、諸佛は又世尊にてましませば主君にてはましませども、娑婆世界に出させ給はざれば師匠にあらず又其中衆生悉是吾子とも名乘らせ給はず、釋迦佛獨り主師親の三義をかね給へり（祈禱鈔三三）

釋迦如來は我等衆生には親也師也主也、我等衆生のためには阿彌陀佛藥師佛等は主にてはましませども親と師とにはましまさず、ひとり三德をかねて恩ふかき佛は釋迦一佛にかぎりたてまつる〻、親も親にこそよれ釋尊ほどの親、師も師にこそよれ主も主にこそよれ釋尊ほどの師主はありがたくこそはべれ、この親と師と主との仰せをそむかんもの天神地祇にすてられたてまつらざらんや、不孝第一の者也故に難復敎詔而不信受等と說れたり（南條書一四）

吾人は實に親も親にこそよれ師も師にこそよれ主も主にこそよれ大聖釋尊ほどの主師親を奉戴しておるとを思へば、誠に有難い幸福な身の上である、されば吾人はこの聖主の嚴命に遵ひ奉り、この聖師の慈訓を恪み守り、この聖親の悲愛を感佩して、克く忠に克く孝に克く歸依を捧げて天晴れ大忠臣大孝子大賢弟となり、以て斯の高大無邊の御恩德の億萬分の一に報ひ奉らねばならぬ、さらば如何にしたならば斯の忠孝歸依を全ふし得らるゝかといふに、开は只偏に日蓮聖人の聖訓に聞いて佛敎の信仰に入るより外はない、その事柄は行法篇に於て別に同人が詳しく示すであらう

以上は先づ三千年前にこの世界に應現遊ばした佛陀に就てお話したのであるが、この上に釋迦佛の顯本を述べたならば、即ち初に一寸話した通り本佛釋迦如來は實に三世盡十方に絕間もなく到らぬ隈もなく常恒不斷自由自在に應現まし〳〵て大化用を垂させ給ふ故に、凡そ佛陀といふ佛陀は皆悉く迹佛といつて即ちこの本佛釋尊の分身散影である、例へば本佛は天の實月、迹佛は地の萬水に映れる月影であるから（この說明は別に顯本の章に述べる、實の佛陀と申せば只一の本佛釋迦牟尼如來より外には一もましまさぬのである、して見れば吾人一切衆生の主君たり師匠たり父母たる佛陀と申すは唯一の本佛釋迦如來に限り奉るのであるから、この本佛の御恩德は實に尊無過上絕待無限であるのである、吾人衆生は彌よ益す篤く深く知恩報恩を致さねばならぬではないか、然るに斯の如き絕大無邊の御恩德を忘れたるか、將た辨へ知

らない爲めか、何事を今の世の中に身は佛敎徒と名乘り乍ら却てこの本佛に乖き奉り、緣もなき彌陀や藥師や大日などの迹佛を尊信して、不孝不忠不知恩の人非人となる輩が夥くあることは、豈と慨かはしい極みではないか、夫れ主君に反くは八逆罪師匠に背くは七逆罪親を捨つるは五逆罪である、今この三德大恩の本佛釋尊を捨て奉りぬ他の佛に歸依し、若くは全くこの本佛の慈誨を奉せぬ一闡提の徒輩は、かゝる恐るべき二十の逆罪を重ねて必定惡道に墮落すべき極めて罪深き最も憫むべき迷衆である、されば日蓮聖人は妙判に

主師親を忘れたるだに不思議なるに、剩へ親父たる敎主釋尊の御誕生御入滅の兩日を奪ひ取て、十五日は阿彌陀佛の日八日は藥師佛の日等云云、一佛誕入の兩日を東西二佛の死生の日となせり、是豈に不孝の者にあらずや、逆路七逆の者にあらずや、人毎に此重科有りてしかも人毎に我身は科なしと思へり無慚無愧の一闡提人也、法華經の第二の卷に主と親と師との三の大事を說き給へり、一經の肝心乎かし、其經文に云く今此三界皆是我有其中衆生悉是吾子而今此處多諸患難唯我一人能爲救護等云云、又此經に背く者を文に說て云く、復た敎詔すと雖も而も信受せず乃至其人命終つて阿鼻獄に入らん等云云（下山抄三七）

と天に彼等の逆罪を責められてある、併し固より彼等をこのまゝ見殺に捨て置くべきでないから、更に又涅槃經に云く一切衆生異の苦を受くるは悉く是如來一人の苦なり云云、日蓮云く一切衆生の一切の苦を受くるは悉く是れ日蓮一人の苦と申すべし（諫曉八幡鈔遺二〇）

と仰せられてある、即ち聖人はこの本佛に背ける罪深き憫れむべき彼等の苦痛を自己一人の苦痛と思召されて、御一代三十年間幾多の艱苦を忍び諸有迫害に耐へ身命を抛つて奮鬪を續け給ふた、これぞ偏に彼等迷蒙の輩を覺醒して知恩報恩の道を敎へ、その極苦を救はんとし給へる御慈悲の發動であつて、歸する所本佛の大恩に外ならぬのである、されば世の佛敎徒たるものは勿論の事、苟も世界の人類たる以上は自他彼此の思を棄てゝ、須らく眞率にこの一大事を審案し、現在には不知恩一闡提の徒とならぬやう、死しては無間の鬼とならぬやう深察猛省せねばならぬではないか

南無久遠實成三德大恩の釋迦牟尼如來、大慈大悲、大恩報謝

南無妙法蓮華經

前號四頁　初行の題號

「行政に就て」は「行法に就て」の誤り

正　誤

信心の相狀

山根顯道

人生に宗教が必要と云ふ事に氣が付て、信心の道に入るべく決心が出來た以上は、よく〳〵其宗教の正邪大小を取調べてその本尊は分裂的の神佛ではあるまいか、その行法は勞して効なき難行ではあるまいか、と餘程細心の注意を拂はなくてはならぬ、折角雨宿りをしてからが、小さな木の根に腰打掛けたのでは、全身づくぬれの憂があるから、立寄らば大樹の下と云ふ世諺がある如く、教法の信仰もうれと同じく、完全圓滿なる統一的大本尊の御前に、純潔なる信仰を捧ぐると云ふ事が、唯一の要點であらうと思ふ、折角信心をして信心の甲斐なく、現世も未來も一向たすからないと云ふ事であるならば、これほど世の中に割の合はぬ氣のきかない咄はなからう、

佛樣だから釋尊も阿彌陀樣も格段の違ひはあるまい、神樣だから何神だて同じだらうと思ふて居るのは、うれは畢竟凡夫の獨斷であつて、佛神の方にはそれ〳〵本迹正邪の相違が判然として居るので、今暫らく神の方を取調べて見ますると、神に善神惡神の二種がある、又三種の神と云ふ事が說てある所謂法性神……有覺神……邪橫神……此三種である、初に法性神とは、本來法身の理体と申しまして、善惡として論ずべきなく去來として別つべきなく、本來法爾として天然不測なる處の理体を指したものである、次に有覺神とは、是れ權者の神と申しまして、實は佛菩薩の應化垂迹であつて、衆生の機に應じ且らく本地寂光の光を和らげ、凡夫の塵に交はり物と結緣して、終に唯一の佛乘に歸せしめんが爲に、神と顯はれ給ふ所謂神明和光の塵たる、天照太神八幡大菩薩等の諸〳〵の善神のことである、天台大師摩訶止觀に、和光同塵は結緣の初、八相成道は以て其終を論ずと釋せられたのは是てある、三には邪橫神とは是れ或は實迷神とも申しまして、本來迷の神である、一例を擧げますれば、弘法大師の弟子眞齊と云ふ者、人皇五十五代文德天皇の妃（忠仁公の娘）染殿の艶色に迷ひ、思ひ死に死去ました、其執着心の紺靑鬼と申す惡鬼となり、皇室に怨をなせしを宥めん爲に、愛宕山太郎房權現と祭りました類てあります、世の中に狐を敬ふて稻荷と云ひ、蛇を祭て辨天と云ひ其他あられもない如何敷ものは、皆是れ迷の上に於て神の名を付けたもので、是を邪橫神と申すのである、て、此等の神は本來是れ迷の上の邪神てあるから兎角正法の人をば斥ひ、己れに佞び諂ふものあるときは、悅びをなして現の利益を見せ、誘法邪惡のことに荷擔して惡心を增長せしめ、正法を遠離しめて益々自己が邪道へ誘引よす

るものてある、

彼樣に神樣に三種ありまして、第一の法性神は一向今日の所論てありませんけれども、第二の有覺神即ち善神と第三の邪橫神即ち惡神との相違をは、能々辨へて置きませんと、頗てもない折角依怙にして以て、惡道に墮落の結果を招くことになる、處が世の中の多くの人は、そんな事には一向夢我夢中て、善神惡神の差別は皆暮御頓着ないのだから、お氣の毒とも何とも云ひ樣のない次第てある、

風俗通と申す書物に斯ふ云ふ事が書てある、往昔震且にさる人が、汝南の銅陽と云ふ處の田舍の畦て麋を拾つたと云ふ事だ、麋と云ふは鹿の事で、書物の文躰の樣子てはどうやら鹿の角の樣に思はれますから、鹿の角として置きましやう、開處てその人が思ひ掛なく鹿の角を拾ひましたから、是れは能くしたものだ、是を賣ると餘程の金になる、併し今は辨に餘處へ行き掛の處だから、持て行ては邪魔になる、又手何處ゲよい隱し場所があるなら隱して置て、歸路に持て行きましやうと心付きまして、一寸した人の氣付ない叢の中へ秘して置て、開處を立去りますと、間もなく其後へ魚行商が通り掛りまして、彼處に何かある樣だと、手に取て見ると結構な鹿の角……喫驚するほど喜びまして、是はどうもよい物を見付た、併し是は誰か此處へ隱して置たに違ひない、そんならばと云て抛擲て置くのも惜ひ……只も持て行けまい……

はて如何したら能からう、それよ幸ひ玆處に鮑魚にした魚がある、さらば此干物と取替に仕樣と、干物を一枚開處へ置て行たと云ふ事だ、が、なんと正直な商人てはありませんか、今當代の人なら、屹度大馬鹿野郎だと云ふてあらう、昔の人は商人でも正直てある、て、暫くして以前の人が歸て來て、隱し置た處へ行て見ると、是はどうも異なこと、茶釜が藥灌と化けたり、先刻乃公が此處へ置たは確かに鹿の角だが、是は正しく干物の魚、はて油斷のならぬ世の中だと、眉毛へ唾をつけまして、山の芋が鰻に化ると云ふ事は聞たが、麋が干物に化るとは神代にも無い躰だ、是はなんても唯事てない、此間も聞けば、日本ては池上の長榮稻荷と云ふが大層流行と云ふ事だ、なんても是は神佛の變化なさつたのてがなあらうして見ればまさか茶瀆の菜にもなるまい、然らば是から一番此干物を神體に崇め、社を立てゝ日本の長榮稻荷に負けぬ樣流行して見樣と、急に社を立てゝ幕を張るやら飾物をするやら、鐘太鼓を叩き立てゝ、鮑君大明神と云ふ祭旗を立てゝ、さも誤太層に緣起を吹き立てますと、それを聞傳へ言傳へまして、彼干物の社へ參詣するもの引きも切らず、遽かに電車が出來る汽車が競爭すると云ふ樣な大騷ぎ、處が妙なもので、鍋の頭も信心から……此鮑君大明神御神體は干物の魚だが、世間の人が尊敬するから、其願望の叶ふこと薄紙をへぐが如く、覺の腰が立つやら、盲の目が見へるやら、貧乏人が

急に金持になるやら、風邪位は只一度灸据ると直と治る、其外一切の病悪へずと云ふことなく、一切の願叶はずと云ふことなし、なんととんだ干物もあればあるもの、併し斯んな俄に流行る神は、何處でも永續はしないもので、數年の後は忽焉火の消へた樣なことて、彼の已前の魚行商が其處を丁度通り掛りまして、さて大層に流行る神だと緣起を聞て見ますると、何年已前何處の叢て蟇が干物に變じたとの讀立て、そこて其商人も呆れかへり、筐棒め其干物は乃公が何年已前すり替へて行たのだから、其御神體を此方へよこして貰ひましやう、行厨の菜にすると云ふて、飽君大明神を引摺り出して、燒て喰て仕舞つたとのこと、

如上は風俗通に出て居る戯談でありますが、世の中の流行神は洗ひ立てを仕て見れば、斯んなのが十の八九て、碌てもないつまらん丈ならよい樣なもの、、民心を蠱毒し迷信を傳播し、社會に害毒を流すこと夥しいものであるから、餘程要慎をして其害を蒙らぬ樣不進んて其撲滅に力を竭さなくてはならぬ次第である、既に神樣の方がその通りだから、佛樣の方も餘程詮議立をしないと、頓てもない如何樣物が多い世の中兎角は御注意が肝要て御坐る、

神佛の本迹正邪あること前段演べました如くて、却說はうの神佛に信心をする……其信心の相狀はと尋ねますと、聖祖は左の如く仰せられてある、

夫れ信心と申すは別にはこれなく候、妻の夫を惜むが如く夫の妻に命をすつるか如く、親の子をすてず子の母にはなれざるが如くに、法華經釋迦多寶十方の諸佛菩薩諸天善神等に信を入れ奉りて南無妙法蓮華經と唱へたてまつるを信心とは申し候也しかのみならず正直捨方便不受餘經一偈の經文を、女の鏡をすてざるが如く男の刀をさすが如く、すこしもすつる心なく案じ給ふべく候、あなかしこあなかしこ（遺一八四二三　妙一尼抄）

此御妙判の意は「德を好むこと色を好むが如くせよ」と論語の中に孔子が云はれた如く、聖祖の御意見は信心をすること色を好むが如くせよと云ふことを、夫れ信心と申すは別には無之候、妻の夫を惜むが如く夫の妻に命を捨つるが如く、其心意氣を同じくは時機相應の御本尊に入れ奉りて、眞實に南無妙法蓮華經と唱へ奉つる、是を信心とは申す也と御意遊ばされたのである、どうも夫ほど眞實には御題目は唱へられない處を唱へるのが眞實の信心てある、世の中には女の爲に命を捨てる男、男の爲に浮身を窶して苦勞を重ね眞實を立通す女は澤山ある、けれども信心のことは其十分の一も氣乘がせぬとは、さても情ない凡夫の狀態てはある、夫れ信心と申すは別には無之、妻の夫を惜むが如くとある祖判に因んて、一個因緣談をしましやう、

往昔諸越の衛陽と云ふ所に張諡と云ふ人があつた、此張諡殿

の娘に倩娘と云ふ頗る付の愛嬢がある、其又内の掛り人に王宙と云ふ食客が居りました、此男は全体此家の檀那殿の外甥であるから、先づ當節柄の樣に米が高いからと申しても、まさか追出す譯には行ない義理合ひ、幸ひ我娘の倩娘と似合しい年恰好と云ふので、行々は夫婦にしやうと云ふ契約まて致したと云ふ事だ、さて亦能くある事だが、頼み難きは人心、變り易いは金錢と云ふ物に欲目が付て、一旦契約した王宙の方を變改して、此娘を近所の金滿家へ嫁入させ樣と致した、なんと此親達はどんな人てあつたらう、一旦契約をした親しい親類を捨て、、金滿家の他人へ緣組するとは、世はもう末に成た、人の心是の如し、地獄の沙汰も金次第、親類だと云ふて頼みに出來たものでない、开處て食客の王宙殿、切齒をして悔んだが、どうも仕方がない、日頃月頃養育を受けた恩と云ひ、我身の程と云ひ、一言の恨みを云ふ事も出來ない、併し何面目あつて此處に居られ樣、さらば故郷の蜀の國へ歸て、兎も角もして見やうと、叔父に對つておさらばをきめ込んだ、夫から便船を求めてすご〳〵故郷へ歸りますと、時に不思議な事には其夜の丑の刻とも思しき頃、王宙の乘て行く舟をめがけて蓬か此方より王宙樣王宙樣と呼ぶ聲がする、はて是は時ならぬと出て見た處が、許嫁の倩娘、供をも連れず唯一人而も素足で色さめ〳〵と泣て居る、是はと云ふのて子細を尋ねますと、例の譯だから、一旦郎君の妻よと云ひかはしたものを、如何に兩親の計らひだと云ふて外へ參る心は御坐りません、郎には嘸ぞ親達をも妾をもお恨みなさつたてあらう、併し妾が親共にも知らせず、是迄慕ふて來た心根を少しは推量して下さい、此上は何處如何なる山の奥、虎伏す野邊の末迄も、御供を致して操を全ふ致す心て御坐ると申す、

开處て王宙も、娘の兩親の仕打を心惡く思ふ矢先てあるから是れ幸ひと舟に乘せて故郷の蜀の國へ連れ歸り、夫婦中睦じく蜀の國に居ること都合五年、其間に夫婦の中には二人迄子が出來た、處が一旦は親を捨てゝも、兎角女と云ふものは親を慕ふもので、女房の倩娘晝夜兩親の身の上を案じて、兎角苦勞にする樣子、御亭主の王宙殿も成程是は無理もない、子を持て知る親の恩、如何に契約を變改しても、女房の爲には實の親、我が爲には舅姑てある、何日迄か心解けずに打ち過すべき、さらば此方から手を下げて幾重にも詫言して、同じくは天下晴ての夫婦こそ望ましけれと云ふので、二人の子を連れて夫婦諸共女房の故郷へ歸て來まして、先づ女房と二人の子をは舟の中へ殘し置きまして、御亭主の王宙殿、ちつと氣味は悪いが是非がない、思ひ切て舅姑の家へ參り、早速女房の兩親に向ひまして、又手五年間一向御尋も申さんて、甚だ不實の段幾重にも御免下され度く、また夫よりは特に御詫申さねばならんことは、御息女の倩娘殿五年已前自分の後を慕ふて御座た故、色々と異見を申して御返し申さうとしても

一向御聞入がなく、強て御返し申せば忽ち命をも捨て棄ねまじき見幕ゆへ、據なく自分故郷へ同道致し、一旦御契約もあつた事ゆへ、御許しは御座らなんだが、夫婦の情交をいたし子供も兩人迄儲けまして御座る、あはれ是迄の不孝不義の罪は言ふにも云はれん程なれど、御兩親の御慈愛に何卒御勘當を御許し下さい、是からは心を改め、兩人の力の及ぶ限り孝養を申上げます程に、どうぞ只た一言許すと仰せ下されと、眞實面に現はれ言語を盡して詫を致しまするとと、旦那殿は膽をつぶして、それは玉宙殿なんとて御座る、貴樣は氣でも違ひはしない歟、イヤサ其御立腹は御尤で御座りますが、何を申すも互ひに若氣の至り、幾重にも謝り入ります、ナニサ貴樣はとんだ事を云ふ人だ、これ玉宙殿とつくりと落着て聞つしやれ、乃公は其樣に貴樣に詫を受ける覺は御座らん、どうても貴樣は氣でも違つたか、但しは狐にでも化されたと見へますぞへ、それは又何故で御坐ります、サー其子細を云ふて聞かさうが、今貴樣は五年已前乃公の娘を連れて逃げたと云はつしやるが、それは僞りて御座る、我娘倩娘は五年前から大病で今に床に就て居て、起つことはさて置て枕もあげ得ませんものが、どうして遙々蜀の國迄行く事が出來やう、嘘をつくのも大躰にさつしやい、そらとぼけまいぞ、イヤサ爾仰しやる大人が僞りて御座ります、自分の云ふのが嘘だと思召すなら、山郭の舟の中へ御出なさつて下さい、直と知れます而も倩娘は二人の子供を連れて來て居ます、サー御出なさつて下さい、ハテナ夫は不思議だぞ、そんなら當家の離坐敷の寢處に行て見さつしやい、娘は現に病氣で寢て居ます、イヤサ大人さう舟へ御出下さい、女房が待て居ます、それは不思議だ、そんなら何にもしろ舟中へ行て見ましやうと、夫から舟へ行た處が果して見まがう樣もなき娘の倩娘、而も子供を二人抱いて居る、是はどうだ夢ではない歟と、さすがの張謐殿膽をつぶしました、如何にも不思議だ、が併し何しろ宅へ行て、病惱つて居る手前にも遇つてやれと云たと、餘程おかしいではない歟、夫から舟中の娘を同道して我宅へ戻りますと、病人の娘此樣子を聞くや否、嬌々笑ふてさも嬉しそうなる有樣、五年已來枕も上げない病人が、蹤然と起つて今舟から上つて來た娘を出迎へまするとと、外からも病人に寸分違はぬ娘が內へ這入る、內からも寸分違はぬ娘が出迎へまして、互ひに嬉しそうに一處へ寄るや否、あーら不思議や、今迄二人と見へたる娘の倩娘、一處へ寄つて手を取るや否、忽然として、二つの躰がぴつたりと、くつついて只一人の娘倩娘となる、不思議と云ふも餘りあり……」

此物語は、拙僧が十四五歳の時或書物で見た談話でありますが、書物の名を忘れて仕舞ひまして、再び取調べることは面倒ですけれども、記憶のまゝ演べました次第である、なんと讀者諸君此因緣が聞へましたか、夫を慕ふの餘り唯一の肉躰

を二個に分けて、一つは親の手許に病臥し、一つは夫に隨つて孑迄儲けるゝて、此夫を戀ひ慕ふ眞情を轉じて、信心したならば、佛になることは何の造作もあるまい、依て舉龕の仰に夫れ信心と申すは別には無之候妻の夫を惜むが如くとある、妻の夫を思ふの餘り唯一の肉体を二つに分けたり、又二つの体を一つに合せたりする樣に、其心意氣を佛道修行に持て來て信心して見よ、凡夫と佛とはその体別の樣なれども、全く一体にして二あることなく、凡夫即極即身成佛……本因妙位に安住することは、何の手間暇がかゝらうぞ　只諸君の信心の厚薄によるばかりだ、夫れ信心と申すは別には無之、妻の夫を惜むが如く夫の妻に命を捨つるが如くとある、人間普通の戀愛の道てすら、浮氣な事ては到底も駄目て、眞實誠の心でなくては末始終を遂げることは叶はぬ、まして佛道を修行して、無始已來造れる所の無量の罪を滅ぼし、現世も安穩未來は結搆なる靈山淨土に往詣して、佛に成うと云ふには、中々以てうはの空の虛題目ては、聖祖の御滿足遊ばすべき筈なく、御本尊の御納受はあるまいと存じます、若し如實の信心でなく嘘の信心で見れば、御本尊の御納受がない、御納受が無ければ御利益も無論受けられない、御題目を修行して御利益の無いと云ふは、畢竟自己の信心の至らぬ證據で、御本尊御題目の御咎ては決して無い、夫れ信心と申すは別には無いゲよ、女房が晝夜所天を慕ふが如く、男が女を愛する爲めに大事の命を捨つる如くに、御本尊に信を入れ奉りて、御題目を唱へ奉るべきてあるぞよ、若し然らば滅せぬ罪やあるべき來らぬ禍やあるべきて、如何なる無始已來の深く厚き罪障も、朝日の前の露の如く、さら〳〵と消へ失せ、如何なる願も響の音に應ずるがごと、悉く叶ふぞよとの親情こもれる御諭示、お互御門下の眞俗眷々服膺すべき御準判ではあるまいか、

已上信心の相狀と云ふことに就て、準判の御趣旨を覺束ながら紹介し得た樣に考へます、で『親の子をすてざるが如く子の母に離れざるが如く』の一句は、前の夫妻の關係を篤と玩味したならば、隨て母子の關係は成程と自然に合點が參るべき筈であるから、くだ〳〵しく今更申しませんが、唯茲に一言注意をして置きたいのは『法華經釋迦多寶十方の諸佛菩薩諸天善神等に信を入れ奉りて云々』の一句でありまして、諸佛菩薩諸天善神とあるからと云ふので、御本尊の外に鬼子母神だの、帝釋だの、稻荷だの、清正公たのと種々雜多の別勸請を許して、賽錢函に自分の懷中を肥すべく、すまし込んで準判を誤解亂釋する欲張坊主が、そん所其邊あたりにうざうざして居ると同時に、生意氣にも此準判を楯に取りて碌々祖書の讀めもせん身を以て、顯本法華の正義に反抗する沒分曉漢が澤山ある世の中だが、併しそれは非常に間違つた誤解で抑も此準判は正反對に、左樣な分裂的宗見を排斥して統一的

大本尊を敎示遊ばした、巧妙の御判釋である、聖祖の思召は諸宗の徒輩が我儘勝手の佛菩薩を勸請して宗見我見を骨張し從つて之に隨ふ檀家信徒も五里霧中に彷徨して、信念の適從する所を知らざる有樣であるから、法華本門の大敎旨によりて本尊の上に統一の大旨致を示して、此壽量の大本尊は、諸佛菩薩も諸天善神も欠くるものなく、漏るゝものなく、十方法界悉く周足圓備したる閻浮統一の大本尊であるぞよ、さらば此御本尊に一たび信仰を捧げなば、聽て十方の諸佛菩薩諸天善神等に信を入れ奉つることに成て居るのであるぞよ、此外に決して餘念他念を起してはならぬぞよ、昨日は東今日は西と浮草の所定めぬ樣な果敢ない信仰狀態では、成佛は思ひも寄らぬぞ、正直捨方便だ、不受餘經一偈だ、爾前迹門の分裂的敎義によりて分裂的佛菩薩に毫も信賴してはならぬ、須らく法華本門の統一的敎義に隨順して、統一的大本尊に熱烈なる信仰を捧げよ、それこそ妻の夫を惜むが如く夫の妻に命を捨つるが如く、親の子をすてざるか如く子の母を離れざるが如くの眞情を以て、釋迦多寶十方の諸佛菩薩諸天善神の悉く護念し給ふ所の南無妙法蓮華經の御本尊に對つて、南無妙法蓮華經と唱へ奉れよ、それが聽て信心のすがたてあるありさまてあるとの敎諭てある、どうか誤解の夢を醒して正信に立還つて貰ひたい。(了)

日什上人置文諷誦章卷上

齡八十老比丘　阪本日桓　講述

其二十二

次本門ノ意者廢ニ始覺顯ニ本覺ヲ破ニ迹佛ヲ立ニ本佛ヲ本地難思之境智用無作三身之色心業也處ニ虛空ニ者示ニ此土躰一之常寂光ヲ文此の次本門意者と云ふ文より去て末法弘經之道師也と云ふ文に至る十六句一百一十一字は法華經本門の人法二種の本尊の中の人の本尊を御講談なされたる文て有ます此の一十六句の文を分科しますれば大に分て三段で第一に次本門意者の一句五字は人の本尊を釋する惣標の文て有ます第二に廢始覺と云ふ文より去ての十句九十八字は正しく人の本尊を釋し第三に結要傳受の下二句十七字は人の本尊を釋したる惣結の文て有ます开所で第一の段は文の如く第二段の十句九十八字は又た分て兩段初め廢始覺と云ふ文より去ての十句四十八字は師門に約して人の本尊を釋し二つに次上行と云ふ文より去ての五句三十八字は弟子門に約して人の本尊を釋し又た師門に約し釋する文に二つ初の廢始覺と云ふより去ての六句四十二字は法華本門の相待妙に約して破迹顯本して人の本尊を歎釋し二ッに開遠本と云ふ文より去ての四句廿六字は法華本門の絕待妙に約して開迹顯本して

人の本尊を歎釋したる文て有ます是れは之れ大科て其細科に至ては其文を消釋する際に分科して聽せます○次本門意者文次の字は上に辨じた通り次第の義にて迹門の本尊を釋し畢て次に本門の本尊を釋したるゆへに次と書きたるなり本とは所證の法に約すれは本覺なり能證の人に約すれば本佛なり得道の地に約すれば本地なり是れを指し本と申します次に門の字は次ぎ上迹門の講にて辨じたから右に例し知られよ○廢ニ始覺ニ顯本覺ヲ文此の始覺と本覺とを論ずるに二種有ます一には釋尊久遠本地の自行內證の成道に約して論ずると二には釋尊本成已來今日に至る迄化他外用の成道に約して論ずると此の二種が有ます偖初の自行內證に約して論ずる始覺と申すは釋尊が久遠五百塵點劫の往昔本因妙の眞實の修行をなし本果妙の眞實の證悟を得て無始の迷を斷して始めて覺を開きたる能證の佛の身体を始覺の佛と云ふ其の當時所證の釋尊の身体は無始本有の無作三身即一の佛体なれば本覺の佛と云ふ此れは之れ釋尊が自行內證の始覺本覺なれば始覺に即し本覺本覺に即し始覺一体不二にして毫も廢顯を論ずべき者では有ません其所て此の諷誦章に廢ニ始覺ヲ顯ニ本覺ヲと云ふて廢顯を立てたるは今世の釋尊淨飯大王の太子悉多と生れ十九出家三十成道の始覺近成の釋尊を始覺と名け久遠實成本地開覺の佛を本覺と稱す抑始覺の佛を廢する所以は今日始覺近成の釋尊の如きは設令十方世界へ徧周して一切衆生を濟度利生すといゝ共も僅に今日一代有限の利益を施して其施設の功德が挾少淺薄なるが故に廢し本地久成の本覺の佛の功德は堅に三世九世世々、萬々に高く亘り横に十方無邊際に周遍して其利益の規摸が廣大深遠にして實に不可思議なる大功德の佛なるが故に顯したるて有ます是れは之れ釋尊の化他外用に約して論じたる法門て有ます○破ニ迹佛ヲ立ニ本佛ヲ文此の迹佛本佛にも上の始覺本覺の如く釋尊の久遠本地自行內證の成道に約して論ずる迹佛本佛と又た釋尊の化他外用に約して論ずる迹佛本佛と此の二種が有ます其所て釋尊の自行內證に約して論ずる迹佛本佛と云ふは久遠五百塵點の往昔本因本果實修實證したる能證の釋尊の事智悲の三身即一の佛體は俱用の迹佛と云ふ其當時所證の釋尊の佛體は無始事常住事智悲の無作三身即一の身體は俱體の本佛て有ます此れは之れ釋尊の自行內證の俱體の本佛に即して俱用の迹佛なれば本佛迹佛一體不二の佛體にして毫も破立すべきては有ません此諷誦章に破ニ迹佛ヲ立ニ本佛ヲと云ふは釋尊の化他外用の成道に約して論ずる法門て其所以は今日始覺近成の迹佛の功德は設令や十方法界に周徧して一切衆生を濟度得益せしむるとも今世一旦にして利生挾淺なるが故に迹佛をば破し其所て本佛を立ることは本地久成の本佛の一切衆生を濟度得益せしむることは堅に三世九世世々萬々に高く亘り横に盡十方微塵數の世界に廣く亘り其功德甚大甚廣にして不可思議の大功德を有するが故に本佛を立てた

て有ます復た一義には今日始覺近成の迹佛は水中の月の如く實體なく虛用をなしたるが故に破し本覺久成の本佛は天月の如く實體有て實用をなすが故に本佛を立てたので有ます此の始覺本覺本佛迹佛の破廢顯立の法門は祖書錄內八の卷觀心本尊抄十八丁冊四の卷十法界抄三十四丁冊七の卷丁眞言見聞復た諷誦章注釋の下卷四十丁を閱讀なされよ○本地難思之境智用文此の一句八字は能證能顯の釋尊の不思議の佛體なる事を釋したる文て有ます○本地とは本は根本で地とは道場の代へ辭て有ます所謂本佛の釋尊最初根本開覺の道場を本地と申します次に難思の二字は不可思議の異名にして能證能顯の釋尊の佛躰の不可思議なるを歎釋したる辭て有ます次に境智用の三字は法報應の三身の異名で法華經本門壽量品の敎主三身即一正在應身佛の當躰を指して境智用と釋したて有ますさて境とは釋尊の四肢五躰の色躰で是れを事法身と稱す智とは釋尊の神心で是れを智報身と號す用とは應用で釋尊が本因本果實修實證境智冥合して自行內證の悟を極めたる上は未曾暫廢とて毫も猶豫なく本地所證の道場を立たずして法界の一切衆生に應用し濟度利益するを慈悲の應身と名けます此の諷誦章の境智用の三字は壽量品の敎主事智悲の三身即一の正在應身如來の事で有ます○無作三身之色心業文此の一句八字は所證所顯の釋尊の佛躰の自然なる事を釋したる文で有ます所て無作と申すは天然の義にて自然と云ふ代へ辭で有ます此色心業の三身如來は佛菩薩等所造の物にあらす無始より天然自然と此の法界に存在して有る者なりといふを無作と申します次きに三身とは上に辨した事智悲の三身で有る次きに色心業の三字は次き上の句の境智用の三字と名異義異躰同とて名は異なり義も異なれとも法躰は同じく事智悲の三身如來のことて有ます上の境と云ふは事法身の境にて此の色法の釋尊の四肢五躰の事で有ます上の智と云ふは報身の智にて此の心法の釋尊の神心の事で有ます上の用と云ふは應用とて慈悲應身のはたらきにて此の業の釋尊の所業の事で有ます然れは名は異なれとも法躰は同一の三身如來で是れを躰同と申す其所で義異と申すは上の句の境智用の三身は能證の釋尊の三身で下の句の色心業の三身は所證の釋尊の三身で有ます能證と所證との義に不同が有るから義異と申します抑法華經本門壽量品の敎主三身即一正在應身如來は無始本有常住無作眞實の一大圓佛にして爾前迹門の如き有始有作本無今有の虛佛にあらず能化の釋尊のみ獨り無始本有無作三身即一の一大圓佛ては有ません所化の一會の大衆も皆同じく無作三身即一の一大圓佛で有ます故に祖書錄內廿三の卷當体義抄丁十三云く顯本門壽量ノ說之後(靈山一會ノ衆皆ナ悉ク證得スル當体ノ蓮華ナル也二乘闡提定性女人等ノ惡人證得スル本佛ノ蓮華ナル文其證文是の如く豈に獨り在世の所化の人のみならんや滅後末法本化末弟の吾人も復た無作三身即一の眞實の一大圓佛で有ます故に同抄丁十三云

く能居所居身土色心俱体俱用無作三身本門壽量當体の蓮華佛者日蓮が弟子檀那等の中の事也是即法華の當体自在神力の所顯の功德なり敢て不可疑之不可疑之文是れ復其證誠なり○偖法華經迹門開權顯實の妙法の敎主も其當分に約して論ずれば無始無作三身即一の覺前の實佛と云われたれども此れは一往爾前權敎の佛の夢中の權佛に對し云れたる者にして實を克して論ずれば法華經本門壽量品の敎主久遠實成の本地の實佛の內證の權智より垂迹示現したる有始有作本無今有の迹佛にして跡節眞實の覺前の本佛では有ません迹門の佛を覺前の實佛と名けたるは傳敎大師の守護章の下の中卷にあり往見せられよ○虛空者示此土体一之常寂光文此の二句十三字は本地久成の釋尊所居の本國土を釋したる文で有ます本門十妙の中の本國土妙とは是の事で有ます○處虛空者此の一句四字は常寂光土を釋する能表の文で有ます下の示ス此土体一ノ之常寂光ヲ此の一句九字は寂光土を釋する所表の文で有ます處ニ虛空ニ者此れは之れ何物か虛空に處すると云ふに多寶如來の所乘の七寶塔が天地の中間虛空に處したて有る本門壽量品所顯の事の三諦圓融の中道第一義天の常寂光土に處する事を表したるで有ます次に此土躰一之常寂光とは此土と申すは此の娑婆國土を指して此土と申し躰一とは此の娑婆國土と彼の寂光土とは其土の躰全く同一にして娑婆の外に寂光土有るのではなし迷の凡眼を以て見れば寂光淸淨の國土も娑婆不淨の國土と見られ悟の佛眼を以て見れば娑婆不淨の國土も寂光淸淨の國土と見られ唯迷悟の二の眼の觀見の不同のみにて實に土の本躰は同一て有るから此土躰一之常寂光と御書になつたて有ます故に靈山親聽の樂王の後身たる天台大師は豈離ニ伽耶一別求ニ寂光一非ニ寂光外別有ニ娑婆ニと釋して有ます抑本地久成の釋尊本因本果實修實證自行內證より立て化他外用の日には本時の娑婆此土躰一の常寂光土に居して說法敎化して衆生に利益を與へたるが故に法華經本門壽量品には自レ從是レ來タ我レ常ニ在ニ此ノ娑婆世界ニ說法敎化すと御說になつて有ます此の娑婆世界が迷の眼よりは同居方便實報土と見へ悟の眼よりは此の娑婆世界が常寂光土と觀見するのて有ます常寂光の三字上卷て辨しましたから申しません

敎學財團設立に就て (其一)

釋天順

我顯本法華宗は、此度敎學財團なるものを設立する事となつて、目下準備眞最中てあつて、各府縣の僧俗は殆んど狂するばかりに熱中しつゝあると云ふ事てある、吾人は此福音に接し、何とも云へぬ喜びに充たされて居るのてある

元來本宗の存在は、人爲的に出來て居るのてなくて、眞に常

住に坐す本佛の使命を帶びて、此世に此使命を果すべき先天的任務を有し居るのである、本佛の使命と云へば、妙法蓮華經を宣傳し、此の五字の光明に照されて、本有の尊形を開顯するとを云ふのである、一天四海皆歸妙法の聖語は、此の本佛の使命を完全に遂行したる現實の狀態を云ふのである、故に本宗の敎義を信ずるものは、僧となく俗となく、此の目的に向て突進し、そして本佛の使命に答へねばならぬとである然るに本宗の敎徒が此目的に向て効果を奏するとが出來ないのは、甚だ濟まない譯である、國民として國王の勅命に答ふるとが出來んければ、不忠不義と云はれ、尊王愛國の至誠消磨せるものと言はれるであらう、其の如く、宗徒として本佛の使命に答ふるとが出來ないものは、不信謗法の者にして道念の缺亡せるものと言はれるとになる、されば其敎徒たるものは、僧俗に拘はらず發奮興起して極力其の力を盡さねばならん譯である、然らば如何なる方法に因て、此の目的を達するとが出來やうか、是れは極めて簡單なものである、即ち信仰に因りて道念を養成するが主眼である、信仰は本体であつて道念は現象である、信仰は源泉であつて道念は流れである、本体あつて現象なきものはなく、源泉あつて流れのないものがない、それの如く信仰あつて道念なきものはない、是れが即ち不可離的因果の關係である、されば其敎徒たる以上は、僧となく俗となく、必ず具備して居るものにきまつて居るものである、斯くの如く言へば、僧俗に區別なき樣であるが、一應分割して云へば、其信仰は一體であるけれども、道念の作用に就て云へば、幾分か其趣きを異にして居るのである、僧侶の道念は、布敎の活動を起すことになり在家の道念は、布施となつて發現するのである、是れが所謂法施財施の二大區分となつて、本佛の使命を果すべき受け持となるのである法施するの僧侶なければ、財施する在家のある筈なく、財施するの佛徒なくして、法施するの宣敎を望むは、價を拂はずして寶を得んとするが如きものである、今日迄本宗の目的が現實し得なかつたのは、全く僧俗共に其の信仰及び道念に一大障害があつたからである、若し此儘にして歲月を空過したならば、本佛の慈光は、遠く寂光の實土に止まり、吾人生存の娑婆世界に光明の達する時期がなくなつてしまうのであらう、

所が、奇なる哉、妙なる哉、天地は六種に震動し、寂光と娑婆の中間を壅塞せる暗雲を破りて、我が宗僧俗の頭上に、本佛の光明が發射したのである、其の有樣は恰も發電所より送電し來りて、一時に暗黑を拂ひたるが如く、本佛の慈光が僧俗の信仰を喚起し、直ちに道念を蘇生せしめたのである、これは何に依りて認めるとが出來やうか、吾人は今回の財團設立が證明して餘りあると思ふ、今日迄敎學の爲めに心勞する人はあつたけれども、財力が伴はなかつた爲めに、甚く失

敗に終つたのである、是れは畢竟其人が信仰の不健全なるが爲めに、本佛の加被力を仰ぐとが少なかつた爲めであらう今回は宗門の長者が信仰の健全なると共に、本佛の慈光に浴すると深く、展轉して擧宗の僧俗に波及し、其壯觀實に空前の勢である、其の有樣數千の電燈が一刹那間に光明を放つが如く殆んど其前後を認むるとが出來ない位である、此勢にして進は、財團の資財を得ることが期年ならずして充實することであらう、此れと同時に財團の目的たる敎學の道開け、如法の僧侶を養成し、其他必要なる條件も容易く經營せらるゝ事と信ずるのである、財團設立後に於ける利益は、非常に廣大であるがこれは逐て御話しすることにしやう

何んでもかまわん集

物情

◎或る集會の席で、同人兩三輩に遇ふと、イキナリ僕を捕かまへて、『何か書け』と云ふ、實は集會の用談か濟み次第に、三十六計主義を行る積りの所を、不意の包圍攻擊て、少しく面喰つて、『何か書けと云ふた所が、一体ドンナ事を書いたら宜いか』と揑ねくると、『何んでも搆わんから書け』と云ふ譯だ、

◎『何んでも搆わん』と云ふても、「咳唾珠を成す」なぞと云ふことは、毛唐先生の寢言で、僕等には咳唾石となるか瓦と成るか解らない、黴菌にでもならなければ仕合として置くより外はない、

◎熱い暑いと云ふ最中に、アマリ四角張つた理窟ばかり並べても、肩が凝り過ぎるから、僕たけは少しく方面を換へて、口から出まかせの雜談を陳列しよう、然し僕は、近頃餘り世間へ首を出さないから、氣のきいた話も氣のきかない話も共に知らぬ、隨分中には徹の生た話しもあるかも知れぬ、ソンナ事は『何んでも搆はん集』だ、

◎此の兩三年來、我日蓮上人門下の各敎壇には、大に喜ぶべき、現象が湧き來つた、夫れは宗義研究熱の勃興である、是れは現代の科學的研究の風潮に刺激せられたのと、先づ我が脚下に注がざる可らずといふ自省時代に入つたとの二つの結果だろう、

◎我が門下の僧俗間に、宗粹とか宗魂とか稱する物が今尙ほ遺つて居るとするならば、开は法華最第一といふ卓磊自負の精神と、無得道の權徒なりには負けぬといふ一種の法華固まり根性である、

◎これは、元より我宗の專賣特許であるから、永久に之を保存したい、イヤこれは是非共保存せねばならぬ、去りながらこの宗粹宗魂と云ふものが、何んな形式に依て維持されてるかといへば、極々淺薄な面々は、僅かな御利益出信心からて

居る、少し進んだ所で、念佛は無間だ禪宗は天魔だ乃至諸宗は無得道だ、それだから法華最第一だといふ結論で、何故に法華が最第一なる乎、朝な夕な唱ふる七字の題目は、何故に無上大法なるか、何故に不惜身命に受持せねばならぬかと云ふ、内容に立入つた事になると殆んど暗い、謂ゆる外側にばかり力瘤を入れてしまふて、内容が充實しない、乃ち自信の基礎が薄弱である、トコロで時代は、修養の必要を叫び、法華教義の根本命題を味識せんことを渇望し來つた、是が、門下一般が勃然として、教義研究の自省時代に入つたる原因である、

◎吾々は、此の喜ぶべき現象を大に歡迎する、そして牢乎たる大盤石の上に大信念を築いて、日蓮流獨特の宗粹宗魂を、盡未來際に維持せんことを祈る、

◎此の自省と渇望とに對する供給品として、第一に出たのは加藤文雅師等の成就したる『日蓮上人遺文全集』である、それから其の頃、池上あたりで清水梁山氏の手で、宗乘講義錄とか云ふもの出したと云ふ噂があつたが、今でも出てるか、どうだか、田中智學氏は、妙宗式目講義を出したが、之れも例の多心多方面な氏の事として、行商布教だ、牛乳配達だ、雜誌の配達だ何の蚊のとて、門下生一同テンテコ舞を行つてると見へて、豫定の完成期間一箇年は疾つくの昔で二箇年も經過した今日、延引また延引で、却々完結しない、サテ々々何日になつて經まることやら、

◎斯る中に、本多日生師の法華經講義は、ツイ此の頃世に發表された、これは法華經の文義意を講ずると共に、法華經を中心として、宗學上の諸有の問題に解決を與へて居る、これ實に近代宗學界の代表的著述といふて宜しい、之れに依て我門下一般が其の渇望を醫せらるべきは、多大なることゝ思ふ

◎曾て、日宗新報の加藤文雅氏に遇つた時に、(其の當時は、聖祖遺文校合に丹精中であつた)、遺文全集の出版は元より一大勝妙事であるが、宗學熱物興の機運を利導する爲めに、祖書の集註といふ樣な物を出版しては如何だといふことを話した、氏の話しには、其云ふものは却々賣れまい、多分の勞力と費用を投じて行つても、收支償ふまいといふ答へてあつた

◎然るに今や、加藤氏は宗學全書の刊行を企て、其の第一輯として「祖書集註」を發行すること、爲り、其の初號一冊は近々出版するといふことだ、斯る事業といふものは、多くの勞力と費用とを要する割合に賣れ口の狹まいものだから、實際算勘的に云ふと引合ふものでない、然るに氏が奮然として此の擧を企てたのは、其の熱誠に感服せざるを得ない、

◎祖書集註の體裁はドンナものか見ぬ内には、彼れ此れの批評は出來ないが、成る可く廣く集めて大成すると云ふ主義を持てもらいたいと思ふ、言ひ換へれば今一層完備せる『錄内啓蒙』を造つてもらいたい、

◎日講の啓蒙は、祖書研究者唯一の參考書である、成る程宗學上の識見と云ふ點から云へば、此書に於て欠くる處極めて多いかもしれぬ、此の點に於ては、「祖書綱要」などよりも幾段下層に位する、去りながら、文相を解し宗義を尋ね古事なぞを探る方面に於ては、古來幾多の註釋書が、倒底『啓蒙』の博引旁證周羅兼該なるに及ばない、これ實に、多くの宗學者が、宗學深秘の學說に於て、『啓蒙』の解釋の淺薄固陋なるを嘲笑しつゝ而も此書を手離すことの出來ない理由である、

◎將に出づべき祖書集註は、宗學上の意見に就ては、欠くる所あつても差支ない、然し、祖書述作の時代、製作の由來、一抄の綱領、文相字義の解釋と云ふ方面には、遺漏なく力を盡してもらいたい、是れ吾輩が明治式の啓蒙たるを望む次第だ、

◎日蓮宗一部の人士が、大に時世に感ずる所あるとかで、東京に日宗中央教會場を設立すると云ふので　先般市内市村座で發會式を行つた、吾輩は之に對しては雙手を擧げて贊成する、然しドンドコ式をハイカラ式に塗り直した丈では詰まらぬ、少くとも模範教會として、現日蓮宗の迷夢を覺醒すべき、宗義的革命運動の中堅たるの覺悟を抱いて、猛然として起つてもらいたい、

◎彼の一萬三千箇寺の末寺を有し百萬の檀信徒を有すと稱する、曹洞宗の本山能登の總持寺は、數年前に火災に罹つて其の宏壯の堂宇を燒失して、爾來再建方法に苦しんで居たが、今度武藏の鶴見へ移轉することに決定した、所が移轉費用が百二十萬圓ばかり要するので、移轉會議に參與した澤山の坊さん連が青くなつたり黃ろくなつたりしたとサ、スルト現今實業界の怪物との稱ある、雨宮敬次郎が、總持寺の貫主石川素童に向つて、大に吹いて曰くサ『大勢の坊さんが寄ッてながら、百二十萬や三十萬の金に吃驚する樣はコッちやア、あんまり膽玉が小さ過ぎる、其位な調金方法なんざア私が胸三寸にある、ドシ々々御行りなさい……』、石川貫主も雨敬の一言に烟に捲かれて、宗内に何んな反對があらふとも、不惜身命で斷行すると威張り出したそうだ

◎然し能登の方面には非常に檀信徒の反對があつて、暴力に訴へて迄も移轉に反抗して居る、現に、石川貫主は警官の保護を賴んで在寺する位で、兩三日前の新聞では遂に居堪れないで夜逃げをしたと云ふ話だ、夜逃げとは新聞の惡口だらうが、然し此の後如何なるか、

◎神道各宗派では、神官總体の試驗を行ふことになつたので神主先生達、是から飯の食ひ揚げだと云ふので、俄に大狼狽を來たし、上を下への大騷ぎだ、

◎佛教各宗派でも、教師僧侶の淘汰試驗を行つたらドウダ、それこそ大變だろう、試驗の結果不合格と來たら、十萬の和尙共の火干が出來てしまう、維新の際、排佛毀釋說の盛んな

時には、坊主頭を急に延ばして烏帽子直垂を着けたる一夜造りの神主が到る處に出來たさうだが、現今の坊さんが悉皆帳消になつて了ふたら、今度は何と化けるかネ

◎日蓮宗では、先頃宗制改正の結果、人頭税を取り立てることになつた、大僧正で年々拾圓、それから最下等の教師試補で三十錢程出金するのだ、ドウセ取るなら、もそつと廣く、行者御祈禱税、開帳興行税、淫祠增殖税、賓物虫干税、御洗米御符賣揚所得税なぞ、ドシ々々取り立てたら、隨分財源が豊富なものではない乎、

◎弘法大師開基己來一千有餘年來、女人禁制の靈場として門戸を鎖したる、紀州の高野山では、曩さには、女人の登山參詣を許し、今度又、山内の商家職工等には妻女の同接を許したそうだ、是れ即ち頑愚固陋なる女人排斥教が世運の進歩の前に降伏したものだ、曾て空海が慈愛深き悲母の登山をも禁止して、女人禁制の主義を嚴守したものを、今日の末僧共に打破られたのでは、空海和尚も、定めし密嚴淨土とやらで自分の暗愚を後悔してるだろう、然し今更『空海先きに立たず』サ

雜報

財團彙報

▲千葉縣第一回委員會　八月十六日千葉東金町西福寺に第一回委員會を召集し財團基金募集に關する決議を爲したり同日は東京より本多管長猊下は今成宗務總監井村教務部長木村錄事を從へ出張あり縣下委員は定刻に參集し同寺大客殿に議場を設け午後一時開會管長猊下の訓示あり次て山岡會俊師衆議に依り座長席に就き議場を整理せらる財團に關する議事前大法會幷に講習會開設に關する決議あり暫時休憩後財團の議事に入り討論の後左の決議を爲し委員長副及委員長は管長より指名せらるゝとゝし其報告を受け午後六時閉會したり元來本事業は本宗基礎確立の大眼業たると同時に其成立も從て易からざるも僧侶諸氏の熱誠は又一入にして飽まで本財團の完成を見ざれば止まずとの決意を示されたるは宗門前途の爲め欣喜の至りなり、當日の決議及出席僧員は左の諸氏なり

明治三十九年八月十六日　千葉縣大會決議錄（抄略）

第三教學財團基金募集の件

一教學財團基金の勸募は各寺住職の責任とす各寺住職は宗務廳員若くは勸募委員の指揮に從ひ盡力すべきものとす

一本縣下の勸募金額を拾萬圓とす

一勸募金にして前記金額に充たざるときは更らに再勸募を命し尚不足するときは審査委員をして審査せしめ若し住職の不歸依不盡力等責任の住職に屬することを認めたるときは宗制に依り相當の制裁を與ふるものとす

右は宗家百年の大計なるを以て至誠決議候也

明治三十九年八月十六日

板垣　日暎　錦織　日航　中田　日達　小高　榮都
竹内　無着　今井　日省　石橋　端嚴　井上　日沖
渡邊　乾航　森川　會段　前田　日應　成島　泰行
西村　會立　伊藤　寶樹　朽木　日導　小川　日圓
廣部　乾山　稻葉　智勇　小竹　俊雄　池澤　暲玄
龜崎　日憲　廣部　永眞　久松　光道　齋藤　海叔
横山　會章　白井　日昇　金坂　義昌　森川　寛行
横溝　日蘭　山岡　會俊　中村　乾信　小川　玉秀

▲千葉縣勸募委員顧問委員長及副委員長　十六日の會合に於て顧問は僧正以上の諸氏を推薦し委員長副委員長は管長の指名に依り左の如く決定し各自承諾せられたり

顧問　大僧正　阪本　日桓　大僧正　板垣　日暎
大僧正　錦織　日航　僧正　笹川　日方
僧正　齋藤　顯一　僧正　小川　日豐

委員長　大僧正　中田　日達
副委員長　僧都　山岡　會俊　僧都　横溝　日蘭
僧都　中村　乾信

▲東京寺院の會合　東京寺院は本月二十日淺草常林寺に第二回會合を催し勸募額、勸募の時期に就て協議を凝したるに此は亦一層の奮發にて各寺宗費壹ケ年分の百倍宛を募集するとゝとして滿場一致を以て可決せりと云ふ、同日の決議を得たれば左に揭ぐ

教學財團基金募集に關する決議

一東京府下寺院は檀家より各寺宗費一ケ年分の百倍を勸募す

一各寺檀家の募集額第一項の金額に超過するときは各寺の隨意に之を處置するとを得

一募集は本年十月迄に結了し第一回の報告を爲すべし尚未了のものある時は十一月中に全部を結了するものとす

一明治四十年一月五日より四十四年十二月三十日迄に現金を徴集す

一各寺の徴集金は毎月財團に送付するものとす

一勸募の方法は各寺の隨意とし一定の則を設けず

一寺院にして委員長若くは委員の出張必要あるときは其旨假事務所に申出べし

一第一回報告迄は宗務廳内に假事務所を置き其事務を取扱ふ

一集金に關する方法は第一回報告の上にて之を決定す

一第一項の募集額に達したる寺院は其住職在職中に限り其寺の宗費全部を免除せられんことを希望す

右決議候也

明治三十九年八月二十日

本多　日生　久我　默宗　今成　乾隨　笹川　眞應
吉田　日宣　森本　眞良　松本　日新　田井　日晃
田久保日城　山岬　日暲　松田　宏樂　吉田　義着
山田　日廣　黑見　日潮　飯倉　日和　關田　養叔
井村　恂也　山根　顯道　川崎　泰秀　田島　義濶
鈴木　暲學　藤崎　通明　三上　義操

●寺院所有山林の伐採には地方廳の許可を要す　寺院所有地の典賣等には地方廳の許可を要するは悉知の事なるが所有山林の伐採は其所有財産の果實としての意味にて許可を經ずして伐採せられつゝある樣往々聞及ぶ所なるが、こは矢張所有地の典賣と同樣地方廳の許可を經ざるべからざるものなることは明治六年布告第二百四十九號及明治九年教務省第三號達の趣旨に有之由にて昨年九月二十七日大審院に於て判決せられたる所によるも地方廳の許可を得ざる山林賣買は無効なりとの事なり又地上權設定の事も同じく地方廳の許可を得ざれば無効なりとの判決ありたり參考の爲め其要旨を報道す（村上貞藏報）

立木返還請求及地上權設定契約無効確認登記取消請求の件判決抄錄

（明治三十八年第二百號同年九月二十七日判決）

（判旨第一點）

明治六年布告第二百四十九號ハ神官僧侶ニ社寺所有ノ什物等ヲ自儘ニ處分スルコトヲ禁止シ若シ止ムヲ得サル事情アリテ之カ處分ヲ要スル塲合ヲ生スルニ於テハ必ス先ツ當該官署ヘ申立テ其認可ヲ經タル後ニ非サレハ之カ處分ヲ爲スコトヲ得サル旨ヲ規定シタルモノニシテ專ラ社寺ノ財產ヲ保護シ其所有什物等ノ滅失ヲ防ク爲メ設ケラレタル法規タルコト其精神ニ照シテ洵ニ明カナリ而シテ明治九年二月教部省達第三號ハ社寺所有ノ田畑山林等ノ處分ニ就テモ總テ明治六年布告第二百四十九號ニ準據スヘキコトヲ規定シタルモノナルコトヲ是亦其文意ニ徵シテ明晰タリ故ニ寺院ノ住職タル僧侶ニ於テ當該官署ノ認可ヲ得スシテ他人ニ對シ寺院所有山林ノ立木ノ賣渡スカ如キハ前顯布告達ノ禁止スル處ナルヲ以テ其賣買ハ法律上何等ノ効力ヲ有スルモノニアラス（下略）

（判旨第三點）

地所ニ地上權ナル物權ヲ設定スルニ於テハ之カ爲メ地所所有權ニ制限ヲ加ヘ所有者ハ其地所ヲ使用スルコト能ハス所有權ノ効力タル其物ヲ使用スルノ權利ヲ喪失スルヲ以テ地上權設定者ハ恰モ所有權ノ一部ヲ讓渡シ其一部ヲ喪失セシメタルト一般ナルニ依リ地所ニ地上權ヲ設定スル行爲ヲ以テ明治六年布告第二百四十九號同八年教部省第三號ノ所謂處分中ニ包含スルモノト認ムルヲ相當ナリトス（下略）

（判旨第五點）

明治七年內務省甲第三十一號達ハ單ニ社寺所有ニシテ境外有稅地ニ在ル樹木代採ノ事ヲ規定シアルモノニシテ社寺所有山林立木賣買ノコトヲ規定シタルモノニアラサルヲ以テ原院ニ於テ本訴山林立木賣買ノコトニ對シ明治六年布告第二百四十九號明治九年教務省達第三號ヲ適用シ明治七年內務省甲達第三十一號ヲ適用セサリシハ其當ヲ得タルモノナリ云云（下略）

●合併寺院境內官有地無代讓與の事本年勅令第二百二十號を以て公布せられたり

勅令第二百二十號　明治三十九年八月十日

神社寺院佛堂ノ合併ニヨリ不用ニ歸シタル境內官有地ハ官有財產管理上必要ノモノヲ除クノ外內務大臣ニ於テ之ヲ其合併シタル神社寺院佛堂ニ讓與スルコトヲ得

●別格本山妙法寺再建計劃　會津若松市妙法寺は本宗開祖二位僧都日什大聖人誕生入滅の靈刹にて宗門三本山の一なり已前は宏大なる伽藍壯美なる堂閣を具へ居りしも維新の際兵燹の爲め遂に烏有に歸し爾來數代三十有餘年を經一昨卅七年本宗前管長六僧正坂本日桓上人住職となりし以來常に同寺の衰頽を憂ひ昨年中檀家惣代人川島東右衛門今木三平田中常吉の諸氏と計り本堂を再建せんとし且本月五月宗門の定期宗會に際し副住職僧都竹內無着師を以て建議書を提出せしめて金二千圓の補助を得るに至れり前記三名の總代人は重立檀家の會合を開き其贊同を得たり頃日坂本大僧正は竹內僧都を派遣し前記三名の惣代人及び新當撰惣代人佐藤運三郎（若松市會議員）の諸氏と共に重立檀家を訪問し再建に關し着々歩を進めつゝありと同寺及び宗門の爲め慶賀すべきことなり寄附金額と人名とを得たれば左に

金五百圓　坂本日桓	金壹百圓　芳賀元左衛門
金壹百圓　佐藤勇太郎	金五十圓　川島東右衛門
金五拾圓　今木三平	金三十圓　田中常吉
金三十圓　川島榮太	

第十六十七兩教區巡回布教日記

通信　窪田利兵衛

廣島市本照寺住職第十六第十七教區布教師大橋日曩師は日露戰爭中同市寺院軍事宿割の多端に際し師が盡力を注かれたること官民の知る所なりしが平和克復の今日となり一層布教必要なる事を生等に謀られ久しく法雨乾涸に打過たる所今回十六十七の兩區を巡回布教として幻燈及ひ發音機等を援助の一具に携へ宗義統一の本旨を以て六月三十日白坊を出發せられ第一着に可部村弘通所に於て三日間施行中殊に安佐郡書記の幹旋あり小學生及ひ他宗の參聽者數多見受けられたり演題は教佛土之統一其結果盛況を叙められたり翌七月三日當地發高田郡中馬村に着す中村氏宅に於て說教翌四日丹比村大德寺に向ふ同寺惣代信徒藤氏の歡迎を得て着す當寺は僅々十六戶の檀家にして數年前能仁諦明師住職の當時念佛法論の爲め爾來他宗の參拜人尠少なるも今回援助の一具を利用し二日間演說他宗の參拜者堂內に充ち宗義を聽衆に溫めたるを認むにあり此好機が立塲となり是迄能仁諦明師苦心慘憺の功跡も陰れたるが如きを顯揚せし同師建立なる念佛無間の石碑皚々光輝を放つの時なる哉翌六日同村村長吉川誠一氏の招待にて同村小學校に於て宗教及衛生談話會を開き聽衆二百余翌七日同村東部川崎氏の宅に於て宗教衛生演說を開會す其機に乘し當郡長天野雨水氏の衛生談あり而して豫て一具の發音機を以て頗る一塲の感を博したり翌七日同郡蓮華寺着當寺は大橋師前々住職の履歷ある所にて會て結緣の種因多々あり能仁高田の兩師布教の地にして各信者の熱心は大に見所あるべし三日間開會す演題は依法不依人大尼御前御書等參聽者無慮百余に算す化導に浴澤し而して他宗の參聽者も前地大德寺に超へたり九日高源寺住職打合せのため吉田迄出迎ひあり十日井原村高源寺に向ふ途次下長田村迄惣代中村佐久間中村三氏の出迎を得て同寺に着直に說教當寺は山間僻地にして四邊難路なる故布教師の甚た不便極る處なり當日降雨にも拘らず二日間附近の他宗人多數參拜堂內に余地なきは意外盛況なりき十二日市川村字正木篤信家なる世良勘四郎氏宅にて說教當地は安藝國中に稀なる地にして一村擧て本宗信徒なり二日間雨天にも厭はず參拜甚た多し然るに當地は信徒中に夫は本宗婦は眞宗等の僻習もあり大橋師之を憂ひ夫婦として信念に順逆あるは眞正の和合觀にあらず一家配偶者たる家庭上の不整理を說き茲に改善の化導大に進み世良文六母（四十九）世良初藏妻（三十五）權門を斷念して我本尊に歸信の至誠を誓ひ直に受戒を施行せられたり十四日同村字弓投世良兼四郎氏の宅に於て開演當村は一家夫婦にして反對の信念は前村よりも一層甚し此等矯正ならしめたるは一具携帶の幻燈發音機が發信の動機ともなり他宗權門の人等も參集したるの原因とはなれり茲に於て第十六教區は巡教全く終結を告けられ一先十五日に本照寺に歸山し二日間休憩せられたり十八日更に第十七教區巡教の途に着き同日午後三時山口縣柳井町窪田利兵衛宅に着す同家より停車塲へ出迎し同日は藤元竹藏氏方に一泊演說開會の準備を爲し翌十九日日蓮宗善行庵に於て惣代窪田利兵衛開會の主旨を一言し直に大橋師登壇戰後の日本國正義之信仰等の演題を以て實踐躬行の活益を說かれ同二十日同上聽衆滿堂頗る感動を博したり翌二十一日午後窪田宅にて惣代信徒等、說教翌二十二日岩國町長久寺へ向け出立停車塲迄信徒見送り同日長久寺に着二時より說教夜七時より幻燈開會二十三日同斷參拜人非常多し二十四日當寺發陸路高森村にて一泊二十五日秋林寺へ向け字久保市迄住職惣代二名の出迎を得て同寺參當日より二十七日迄說教晝夜共參拜人堂に溢れ法益涵養し其好果を收め寺檀共歡聲裡に於て留主本照寺より急電に接し巡教未濟は他日を誓ふて遺憾なから突然下松驛にて乘車二十八日歸寺せられたり嗚呼時恰も炎天燥土に屬したるに戰後の機に鑑み統一布教の抱負を以て起れたる師が爲國の勇や慕ふべし

廣告

法華經講義出版ニ際シ村上書店ヘ豫約申込ノ分ニ對シテハ仝書店ヨリ本團ニ豫約金ノ拂込ヲ爲サヽル爲メ製本ヲ送附スル能ハサル次第ニ有之候處今回當市日本橋區北鞘町金原銀行頭取金原明善氏ノ盡力ニテ豫約金ヲ本團ニ拂込致候樣相運ヒ候ニ就テハ豫約者ニシテ豫約殘金（一部豫約金三圓三十錢送料三十錢計三圓六十錢ノ內豫約拂込ニ差引殘額）ヲ仝銀行ニ宛テ御拂込相成候ヘハ送本ヲ受ケラル、事ニ相成リ候尙此義ハ仝行ヨリ諸氏ニ申出ル義ト存シ候間御疑念ナク御拂込相成度此段廣告候也

明治三十九年八月

東京市淺草區南松山町四十五番地

續一團

豫約者各位

▼粗製の類似廣告あり御注意

暑中御見舞の好適品

弊堂製品の眞價に就ては世飯に定論あり此際一層の奮勵を以て平素の御高庇に酬いんと欲す左記手續により續々御注文を賜へ

◉眞正宇治茶◉

宇治茶製造元

茶名及一斤代價表

（玉露製）

宇治の極三月の深蒸し一圓七十錢
極月の蒸し一圓廿錢
東通別霜一圓廿錢
（浪露一斤九十錢）

（濃茶製）

翠三圓五十錢
濃一圓廿五錢
仙一圓廿錢
翠九十錢

（抹茶製）

玉の緑の音三十錢
玉の末音四十錢
玉の粉三十錢
（浪露一斤九十錢）

折ト雖カ音五十錢
（抹茶製）
壽六十錢
正月の友五十錢
逸か尾五十錢
仙四十五錢
一斤に付一圓以上の品は無代價アリ

竹の露七十錢
松の露八十錢
一郎の翠六十錢
（濃茶製）
七福七十錢

（一）表中の茶名と斤數御通知あらば直に送品す（二）代金は前金又は小包郵便代金引替とす（三）遠信省振替貯金口座に加入しあるにより此方法にて注文せらるゝ時は最便利に且安全なり（四）代金壹圓以上御注文の節は送費弊堂に付す但清韓臺灣は小包一個に付金廿錢の增稅だけは御負擔を乞ふ

草山城綴喜郡內村

七碗堂　古川專太郎

振替貯金口座一〇〇四番

僧も讀め俗も讀め　**法池の白蓮**　憂者慰み喜者樂む

水雲莫不近藤勇道先生著

興門正義

第貳卷目◉第三卷

●●●

（七月發行）

價正

全部拾卷發行豫定和裝上製緯綴堅牢每一冊紙數約三百頁一冊金五拾五錢金郵稅五錢郵劵代用必一割注文前金

●大石寺日寛の文底口傳相傳てふ本尊講義及び六卷秘抄の疑義に就て●富士派の僻解せる秋元書血脈書に就て●本尊抄稱脫の文理曲解に就て●顯佛未來記を私曲し撰時抄を曲解して釋尊と宗祖とを對望した彼此勝劣の横議に就て●法師品の行者毀讃罪福の文理の臭示●婆即寂光の妙旨に付衆文を擧て約法約行事理敎觀能所觀見等のいかんを示す●八幡抄三大秘法抄を臭て釋尊は逆謗救護の妙法にあらず宗祖は釋尊の妙法は釋尊の義なく末法無緣の生佛なりとの邪義に就て●宗祖を上行菩薩の再●御義口傳の文を僻解して此妙法は釋尊の人法體別宗祖の邪義に就て●宗祖を上行菩薩の再誕と云は外國淺近文上一往なんぞゝ閑却すの人法體一にして一幅所顯の三身なり●釋尊は宗祖は法即人の本尊宗祖は人法體の三身は用の三身なんぞ云ふを略破す●凡夫は體の三身は我なりと名乘らせ玉へりなんぞ云ふ私曲の糾明に就て●船守の本尊なる邪義に就て●凡夫は體の三身は我なり●觀心本尊の大事を總論す●寛公が講義及六卷の秘抄てふものゝ精神骨髓たる名字妙覺の義と御義口傳の自受用身即一念三千乃至本尊とは法華經の行者の一身の當體也とのゝ文の僻解を糾明す●壽量文底の僻解が家の約法約行敎觀修證を辨明す●壽量文底口傳相傳說の師の乘說及寛公私說の文底口傳の規模たる本因本果の大事なる其の本因我破本す●壽量文底いかんを辨明す●古來多く文上文底を一切の經文の佛菩薩等就れも久遠元初無師無敎內薰自悟なりや將た有師有活動せらるゝを辨明す●十方法界に亘て必ず先つ彼の本因妙書なる壽量文底大本佛本法の唯一光明の下に活敎なるやいかんを糾明す●古來多く文上文底を一切の佛菩薩等就れも久遠元初無師無敎內薰自悟なりや將た有師有活動せらるゝを辨明す●講者が文底口傳相傳と稱して權化權行と實凡實行との名字即を一混し遂に名字妙覺の公論ならざるを辨す●講者等が三祕能含なる法華經の讀誦を目して讀誦誘法墮獄大罪なんぞ云ふ大邪と成立するの大邪曲を明す●講者が前後始終釋尊と宗祖とを對望して彼此勝劣を論ずる最大惡義の大義名分を明にして講者が此尊抄を講義及六卷の祕抄を辨破する●宗祖大聖の常に敎主釋尊に對し玉へる聖意いかんを辨明す●正しく講者が本尊抄を辨破するものゝ辨破に及ふ

第壹卷は初版既に盡

●學生は其在學校證明ある方に限り貳割引とす但し郵稅金六錢は申受く

至急御申込ありたし（正價郵稅共金六十錢郵劵代用壹割增但し五部以上一括申込の方には壹割引とす）

麹町一番町三十二番地　興門正義發行所　淺沼次郎

發兌元

勇道先生は無名の碩學なり無聞の高識なり、夙に我宗祖流布の法門に隨喜し、曾て宗內各派の亂離を慨し、之を徒らに閑却するは、以て自法湮沒外道漫延の基となし、潛念一意本書の著あり、論する所佛祖を私曲し宗祖を呪ふ餓鬼の肺腑を刺し修羅の纖狀を絢詢して、其蠱惑の由來を闡明せり、卷を追うて宗內各派の非道は歷々紙上に露れ炬を擧けて闇を照すの快境に達せん

文學博士　三宅雄次郎君序
大僧正　本多日生師著

法華經講義

（既製發賣）

和裝帙入全八冊
洋裝背皮全二冊
正價金四圓
郵稅金三十錢
臺清韓二十錢增

目次

◎序說●第一章緒言●第二章法華超勝の教義●第三章諸種の法華經觀●第四章天台の法華經觀○第一節三種教相の網格○第二節十雙權實の巧釋○第三節六重本迹の大旨○第四節三法々躰の解釋○第五節待絕二妙の解釋○第六節一念三千の妙觀●第五章日蓮の法華經觀○第一節本化別頭の教相○第二節但令用實の活斷○第三節應身常住の妙義○第四節佛界緣起の妙旨○第五節究竟圓慈の活釋○第六節聲色爲經の眞義○第七節唯一本尊の光顯○第八節信念成佛の要道○第九節兩善一貫の活論○第十節台當教相の異目○第十一節身讀法華の壯觀●第六章天台講經の要義○第一節四教五時の統釋○第二節五重玄義の妙解○第三節法華釋經の科段○第四節悉檀運用の活釋○第五節文々四釋の廣釋●第七章日蓮講經の要義○第一節日蓮上人の學風○第二節本化獨特の五玄●第八章妙法華傳譯の概略◎釋文●科段●來意●大意●釋題●文々解釋○通解○妙解○異解○批判○質議○解決○字義○參考○讃唱

法華は天地法界の秘藏、世界群籍の帝王、亞細亞文明の中樞、佛教教觀の實歸にして、佛陀觀、宇宙觀、人身觀、教法觀、行法觀、その他教相教義の全般に亘りて之を調整し、發揮せるもの、苟も佛教の眞意を知らんと欲せば必ず法華經に來るべき也

古今東西の法華經觀を網羅し、特に天台と日蓮との創見を發揮して更に新考案の下に佛教の積極的統一主義を闡明したる本書は實に佛教研究の上に現代及未來の光明たらん矣

（發行所賣捌所は裏面にあり）

文學博士　姉崎正治君序
大僧正　本多日生師編

聖語錄

（既製發賣）

洋裝九百頁
特製金壹圓拾錢（目下品切）
並製金七十五錢
郵稅金拾錢

目次

○第一發心篇○總要○感應○實在○懺悔○道義○推理○第二教相篇○總要○內外對○權實對○絕對判○第三佛陀篇○三德○顯本○應現○体相○智慧○慈悲○功德○力用○權佛○餘論○第四教法篇○總要○教法○信仰○觀念の攝得○結歸本佛の三輪○第五人身篇○迹說○理具○事具○結歸○第六法界篇○通說○迹門○本門○結歸○第七本尊篇○總要○諸宗○佛陀○教法、總持、觀念○本佛の三輪○第八行法篇○總要○信仰○安心○道義○總要、報恩、慈悲、戒法、人道、忠君、愛國、孝養、師長、夫婦兄弟正直、勤勉等○弘通○第九得益篇○總要○絕對の益、順次成佛、即身成佛、女人成佛○相對の益○第十批判篇○總要○迦葉、阿難等○龍樹天親、無着○天台、妙樂、傳教、慈覺、智證、末學○羅什、法護○光宅、嘉祥、玄奘、慈恩（涅槃、三論、法相）○華嚴宗○眞言宗○淨土宗○禪宗○律宗○第十警策篇○對內○對外○第十二訓育篇○第十三祖傳篇

法華は佛教の綜合歸一を宣し、聖祖は各宗の積極統一を唱へたるもの、その教義の深遠に、且多方面にして、眞意を正明に會得し難きは、宜に宗の內外に於ける古今の嘆聲なりき。本書は法華の三部及祖書全集に就て、之を整然たる組織の下に類聚編成せられたるもの、研究の士も布教者も信徒も必ず一讀すべき日宗の聖典なり

發行所　東京市淺草區南松山町　統一團社

賣捌所　東京京橋南傳馬町三丁目　泰江文書店
全　麻布飯倉五丁目　森倉屋
全　淺草廣小路　淺倉書店
東京府荏原郡池上村　日宗新報社
京都寺町二條妙滿寺中　法光院

大賣捌所　東京市京橋區南傳馬町　須原屋
京都古門前繩手三吉町　村上貞藏
大坂東區心齋橋安土町北　加々善書店
橫濱市蓬萊町一ノ三　統一新聞社
岡山市下ノ町　入江勝郎
全市上ノ町　久城十太郎
茂

新發明

いろの出るすり

光青鉛

東京南豊島郡
本舗 吉田萬珠堂製

●將校軍人 ●教 師 ●演說家
●僧 侶 ●音曲家 ●諸曲家

定價 金十錢 二十錢 五十錢 壹 圓

右定價廿錢以上へは極て美麗なる丸染入及揚技入兼用の物封入進呈仕候

●各地有名の藥店にあり若し賣切の節は直接御注文被下度全國内は無遲送料

東京兩國米澤町
本舗 吉田萬珠堂製

（三法堂目印）

●木佛具 金佛具 木像 厨子 大販賣

佛書表具の元祖
各宗御寺院御入用
品一切阿にても多
少に不限御注文仰
付らるべし佛書は
申すに不及御肖像
書專門

●木魚位牌卸小賣

三法堂諸品發賣目錄（正價付）

小包條例附郵券四錢

佛書佛具佛像位牌木魚其他類品有之候を以て一々記載する能はず依て特に佛書正價附發賣目錄を作製致置候に付御入用の諸君は郵券四錢御送付被下候はゞ迅速進呈仕候此の目錄御用ゐなれば寺院樣方の御入用品一切の買物は何程遠方でも安價にて買はれ升早く取よせ御覽あれ

注意

其の正札附の品は左の通り

●佛具一切 ●佛書 ●太鼓 ●位牌 ●香炉 ●珠數 ●大傘 ●天蓋 ●扇子 ●中啓 ●施餓鬼 ●幡 ●三寶 ●並に ●平 ●和幡 ●唐機 ●人字 ●懸盤 ●樂器 ●膳 ●懸量器 ●自鉢 ●水板 ●盛物 ●臺 ●刷 ●金物一切 ●釣鐘 ●牛鐘 ●金 ●屋根 ●木像 ●厨子 ●木魚類 ●水引 ●打敷 ●大般若經 ●一切藏經 ●理趣分 ●曲錄 ●位牌 ●太鼓 ●佛具 ●過去帳 ●通り ●鶴 ●魚 ●拂子 ●正價にして御買

物座なから自由自在 各宗御用達 大佛具師 各書表具師 京都小橋三條通中島町西入 東小橋全町入

三法堂 藤田總治
三法堂陳列場

腦脊髓 精神病 帝國腦病院
東京市神田區和泉町
（電話下谷七一七番）

院長ドクトル齋藤紀一明治卅三年專門學研究の爲め獨逸へ留學卅六年同大學卒業尚進て英佛專門病院を視察兩院にて診察す

精神病專門 青山病院
東京市青山南町
（電話新橋三六四五番）

本鄉 根津 眞泉病院
（電話下谷四三九番）

婦人科產科 醫學博士 千葉稔次郎
醫學士 中島襄吉
內科學博士 野村華造

基礎領收金報告

東京市下谷區龍泉寺町 廣崎金十郎殿

一金壹圓也

下總千葉郡白井村中野 伊藤惣藏殿

一金五拾錢也

右寄贈相成正ニ領收候也

八月十五日

統一團

一本誌は毎月一回十五日を以て發行期日とす
一本誌は一冊六錢十二冊前金六十五錢、郵券代用は一割增但五圓切手なゝ可とす
一讀申込の節は住所姓名を明書にて認めらるべし
一本誌代金拂込は振替貯金に依らるゝか最も便利とす、拂込用紙は最寄郵便局に請求し受取らるべし

廣告料

一頁	半頁	四分ノ一頁	特別廣告
拾圓	六圓	三圓五拾錢	十五圓ヨリ廿五圓マテ

明治卅九年八月十五日印刷發行

發行人 井村恂也
編輯人 山根顯道
印刷人 鈴木曄學
印刷所 北澤活版所

東京淺草區南松山町四十五番地
發行所 統一團

鷲山講